

<使用開始日>
2014年11月28日

野村インデックスファンド・ 外国株式・為替ヘッジ型

愛称：Funds-i 外国株式・為替ヘッジ型

追加型投信 海外 株式 インデックス型

【投資信託説明書（交付目論見書）】



商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	その他 (MSCI-KOKUSAI指数 (円ベース・ 為替ヘッジあり))

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成26年10月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:22兆5974億円(平成26年9月30日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年11月27日に関東財務局長に提出しており、平成26年11月28日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

■主要投資対象

外国の株式を実質的な主要投資対象[※]とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

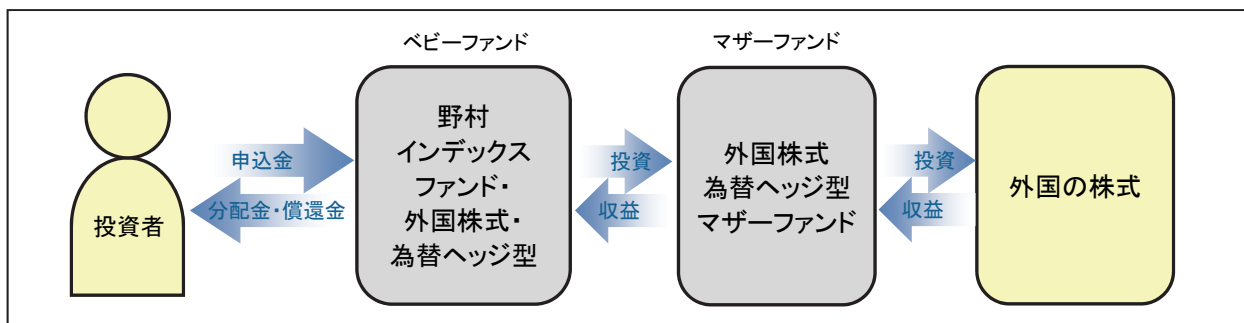
■投資方針

- 外国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
 - ・MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)は、MSCIが開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの、ヘッジコストを考慮して円換算した時価総額株価指数です。

■指数の著作権等について■

「MSCI-KOKUSAI指数」は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

■分配の方針

原則、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

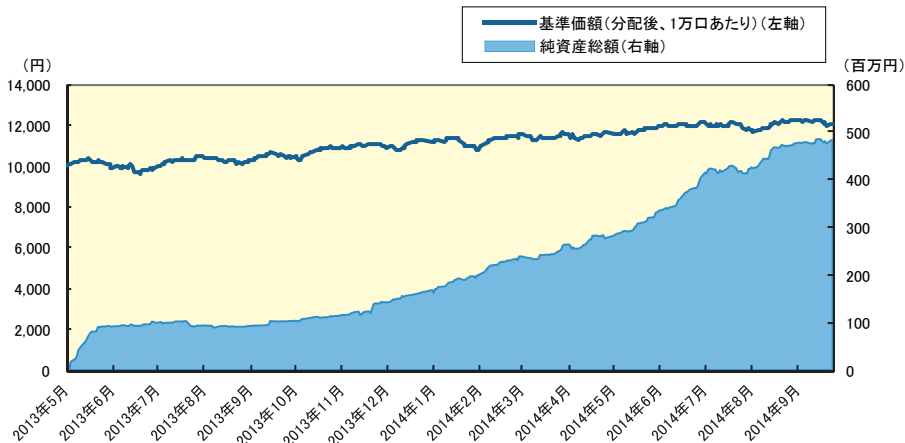
● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2014年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2014年9月	0 円
2013年9月	0 円
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	2.0
2	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1.4
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1.2
4	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	1.0
5	WELLS FARGO CO	商業銀行	0.9
6	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	0.9
7	NESTLE SA-REG	食品	0.8
8	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	0.8
9	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	0.8
10	JPMORGAN CHASE & CO	商業銀行	0.8

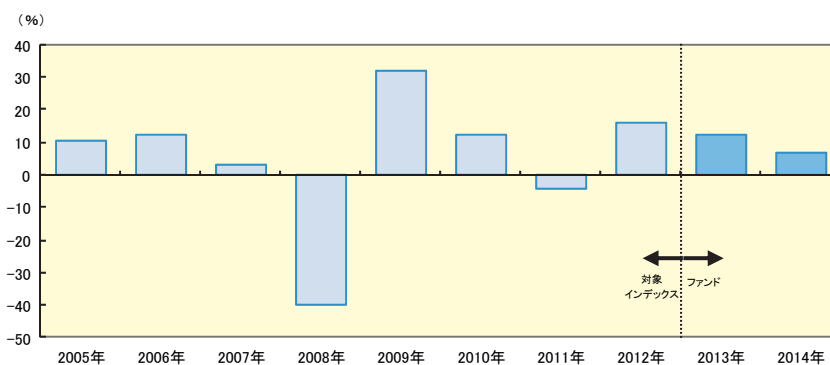
実質的な国/地域別投資比率(上位)

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	アメリカ	62.9
2	イギリス	9.4
3	カナダ	4.7
4	フランス	4.2
5	スイス	4.0

※ユーロについては発行国で記載しております。

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- 2005年から2012年は対象インデックスの年間収益率。(出所: MSCI)
- 2013年は設定日(2013年5月7日)から年末までのファンドの収益率。
- 2014年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1万口単位、1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	平成26年11月28日から平成27年11月26日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限 (平成25年5月7日設定)
繰 上 償 還	設定日から3年を経過した日以降において受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行いません。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>1.08%(税抜1.0%)以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.594%(税抜年0.55%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年0.26%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.26%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年0.594%(税抜年0.55%)	配分 (税抜)	委託会社	年0.26%	販売会社	年0.26%	受託会社	年0.03%
信託報酬率		年0.594%(税抜年0.55%)									
配分 (税抜)	委託会社	年0.26%									
	販売会社	年0.26%									
	受託会社	年0.03%									
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・ファンドに関する租税、監査費用 等 										

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- * 上記は平成26年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

●ファンドの名称について

「野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型」を「野村Funds-i 外国株式・為替ヘッジ型」という場合があります。



野村インデックスファンド・ 外国株式・為替ヘッジ型

愛称：Funds-i 外国株式・為替ヘッジ型

追加型投信 海外 株式 インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2014年11月28日）

野村アセットマネジメント

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成26年11月27日に関東財務局長に提出しており、平成26年11月28日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

—目次—

表紙	1
第一部【証券情報】	2
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
1【ファンドの性格】	5
2【投資方針】	10
3【投資リスク】	18
4【手数料等及び税金】	19
5【運用状況】	22
第2【管理及び運営】	31
1【申込(販売)手続等】	31
2【換金(解約)手続等】	31
3【資産管理等の概要】	32
4【受益者の権利等】	36
第3【ファンドの経理状況】	38
1【財務諸表】	40
2【ファンドの現況】	87
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	87
第三部【委託会社等の情報】	88
第1【委託会社等の概況】	88
約款	126

【表紙】

【提出日】	平成 26 年 11 月 27 日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成 26 年 11 月 28 日から平成 27 年 11 月 26 日ま で) 2 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

(ファンドの愛称を「Funds-i 外国株式・為替ヘッジ型」とします。なお、「ファンド」という場合、または「野村 Funds-i 外国株式・為替ヘッジ型」と称する場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.08%(税抜1.0%)以内^{*}で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)または 1 万円以上 1 円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成 26 年 11 月 28 日から平成 27 年 11 月 26 日まで

* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆外国の株式を実質的な主要投資対象^{※1}とし、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）^{※2}の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※1 ファンドは、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）は、MSCI が開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの、ヘッジコストを考慮して円換算した時価総額株価指数です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は 1 兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本			日経 225
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	北米 欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	

その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	アジア			TOPIX
不動産投信	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI- KOKUSAI 指数 (円ベース・為替 ヘッジあり))
資産複合 ()		アフリカ			
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成 22 年 7 月 1 日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

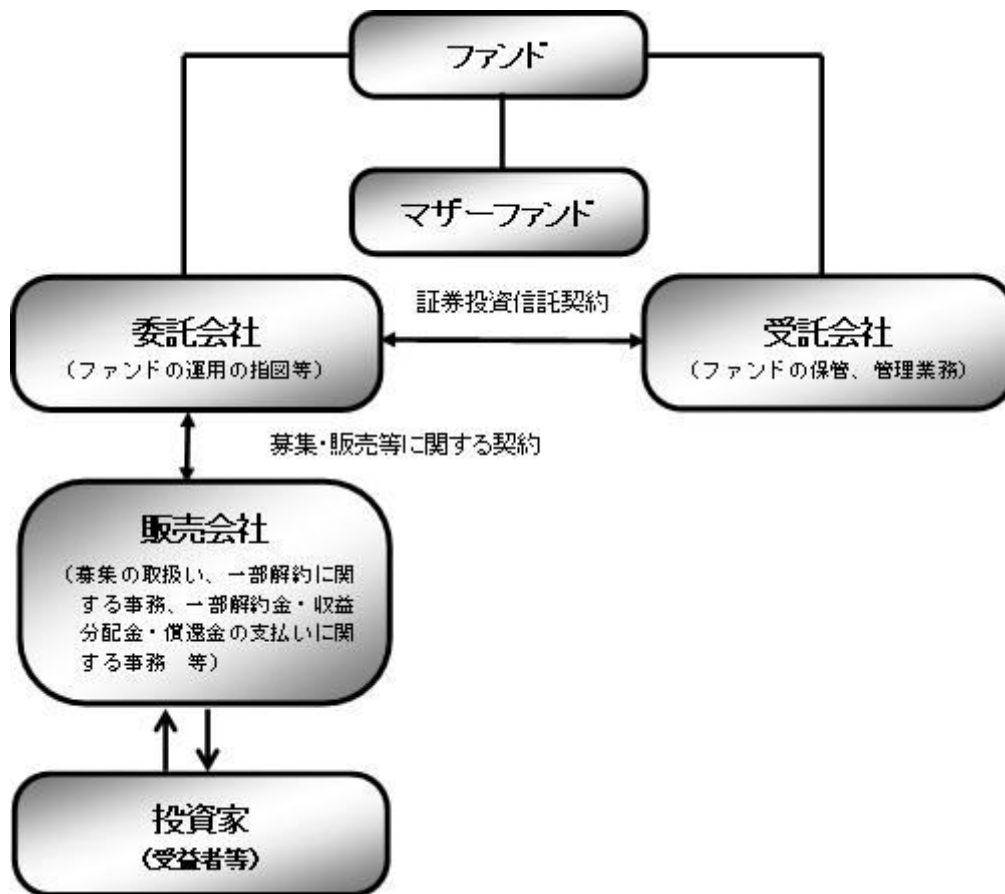
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成 25 年 5 月 7 日

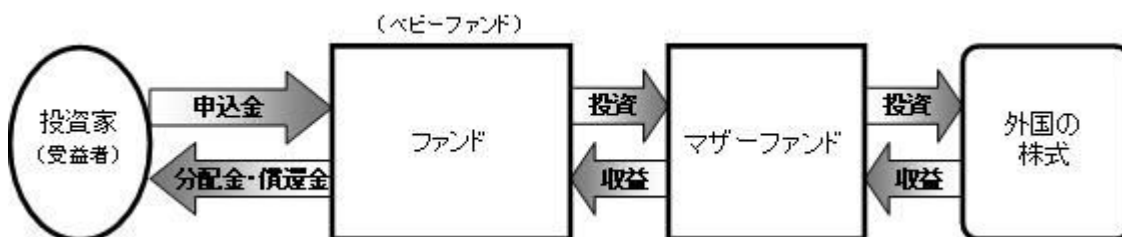
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみを行います。



ファンド	野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型
マザーファンド (親投資信託)	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

■委託会社の概況(平成26年10月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ◆外国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
- ◆MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。
- ◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■指数の著作権等について■

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的に

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲等」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

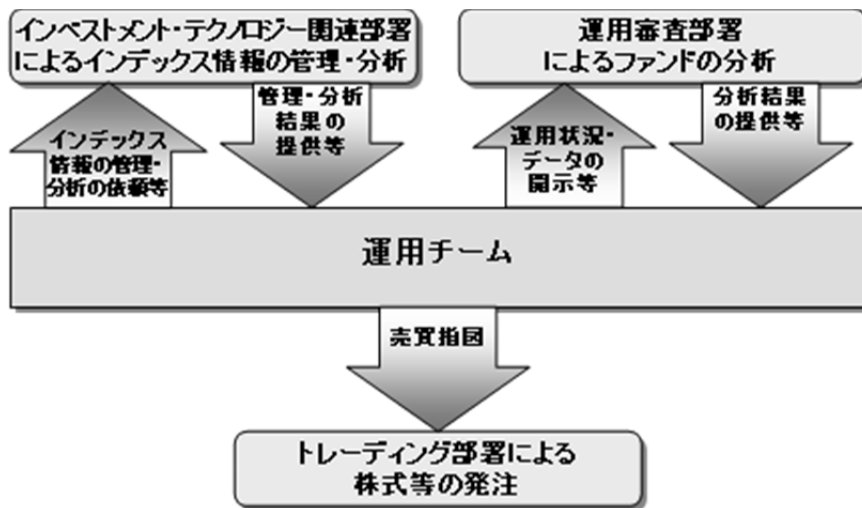
(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債[※]への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

(3) 【運用体制】

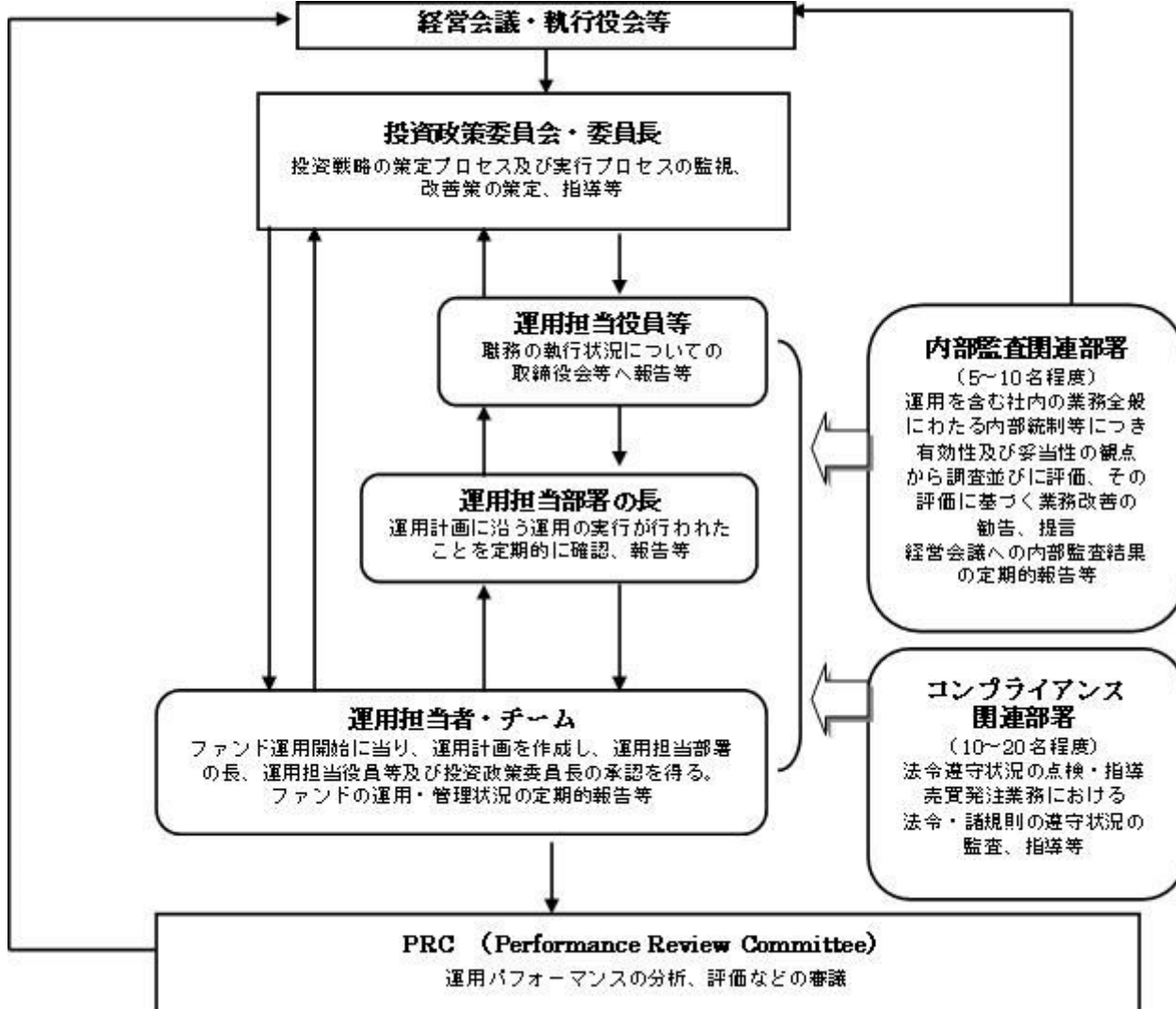
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※ 運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年9月6日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

(5)【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の

10%以内とします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図（信託約款）

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図（信託約款）

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するもの

とします。

(iv)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii)上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ii)上記(i)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(iii)上記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨資金の借入れ(信託約款)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日まで

とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部また

は全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

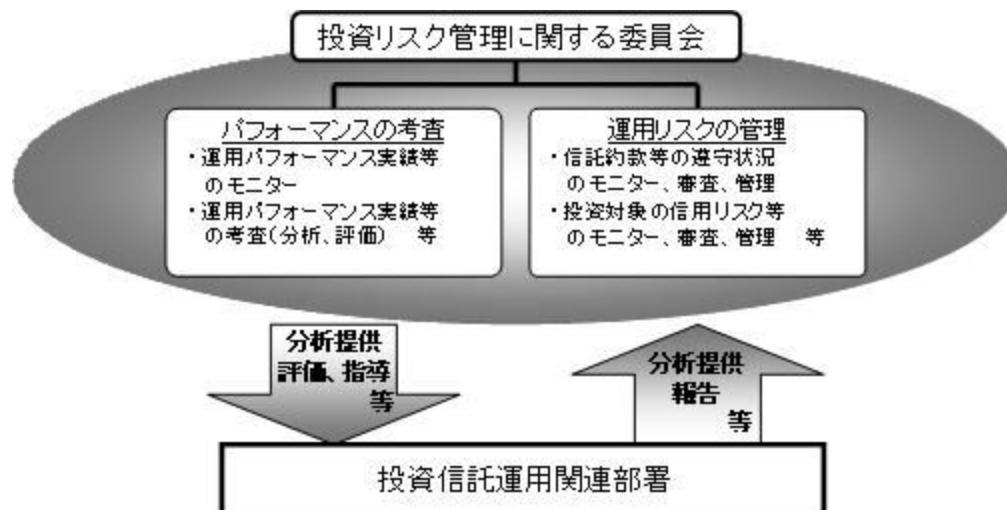
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.08%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.594%(税抜年 0.55%)の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.26%	年 0.26%	年 0.03%

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315%(国税 15.315%および地方税 5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、平成 26 年 1 月 1 日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA をご利用の場合、毎年、年間 100 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

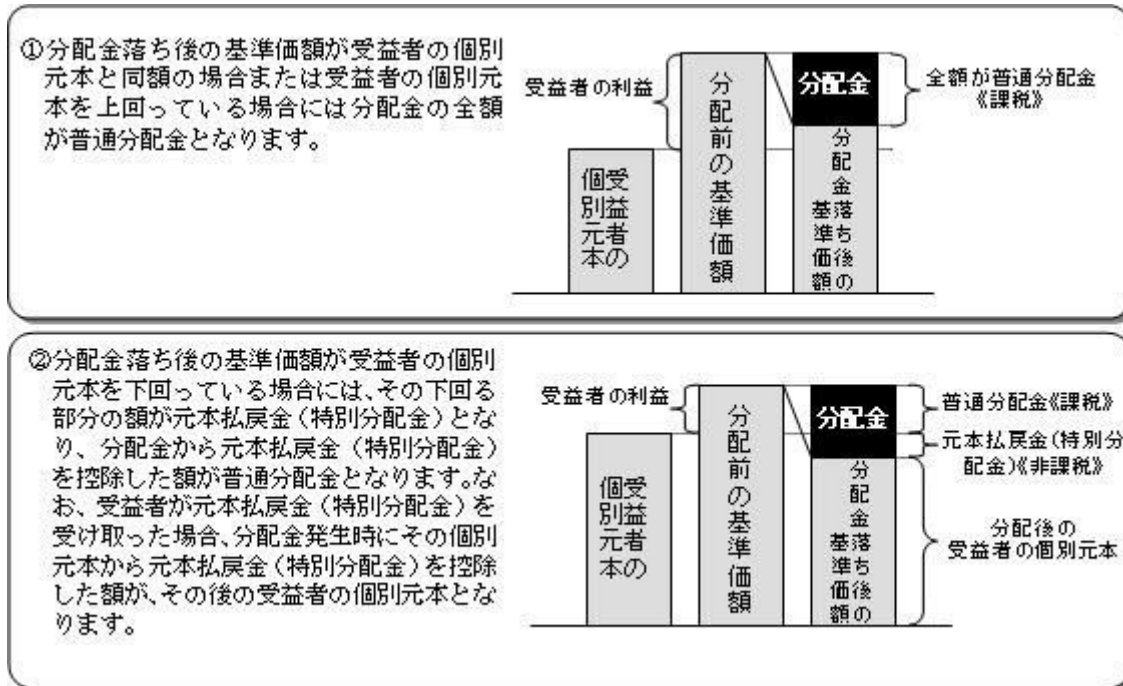
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成26年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	482,335,763	99.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	48,378	0.01
合計（純資産総額）		482,384,141	100.00

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	26,703,343,022	61.28
	カナダ	2,046,772,035	4.69
	ドイツ	1,669,171,484	3.83
	イタリア	475,897,713	1.09
	フランス	1,794,030,200	4.11
	オランダ	527,866,876	1.21
	スペイン	685,570,873	1.57

	ベルギー	238,678,459	0.54
	オーストリア	41,087,689	0.09
	ルクセンブルグ	12,232,558	0.02
	フィンランド	168,358,099	0.38
	アイルランド	58,452,049	0.13
	ポルトガル	35,329,333	0.08
	イギリス	4,030,700,842	9.25
	スイス	1,751,974,891	4.02
	スウェーデン	575,830,367	1.32
	ノルウェー	161,312,275	0.37
	デンマーク	301,441,477	0.69
	オーストラリア	1,308,814,250	3.00
	ニュージーランド	24,419,881	0.05
	香港	542,793,263	1.24
	シンガポール	267,774,874	0.61
	イスラエル	106,446,830	0.24
	小計	43,528,299,340	99.90
投資信託受益証券	アメリカ	5,398,074	0.01
投資証券	アメリカ	689,506,159	1.58
	カナダ	10,073,639	0.02
	フランス	60,086,063	0.13
	オランダ	3,752,267	0.00
	イギリス	55,134,308	0.12
	オーストラリア	108,936,729	0.25
	香港	18,793,185	0.04
	シンガポール	15,133,167	0.03
	小計	961,415,517	2.20
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	△925,672,029	△2.12
合計（純資産総額）		43,569,440,902	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	873,025,187	2.00
	買建	カナダ	67,514,264	0.15
	買建	ドイツ	185,358,120	0.42
	買建	イギリス	129,410,716	0.29
	買建	スイス	50,481,208	0.11
	買建	オーストラリア	25,054,008	0.05

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	358,800,687	1.3724	492,419,827	1.3443	482,335,763	99.98

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	81,560	9,167.53	747,703,910	10,957.03	893,656,142	2.05
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	58,080	11,155.14	647,890,763	10,335.36	600,277,912	1.37
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	106,100	4,327.65	459,163,984	5,082.85	539,291,234	1.23
4	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	38,270	11,044.59	422,676,823	11,660.80	446,258,931	1.02
5	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	商業銀行	67,680	5,371.80	363,563,830	5,657.47	382,897,603	0.87
6	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	135,600	2,891.66	392,110,316	2,782.21	377,268,896	0.86
7	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	43,580	7,951.33	346,519,267	8,008.87	349,026,642	0.80
8	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	25,740	13,684.53	352,239,893	13,194.19	339,618,644	0.77
9	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	36,600	9,017.58	330,043,629	9,241.95	338,255,663	0.77
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	商業銀行	51,190	5,911.39	302,604,284	6,603.11	338,013,636	0.77
11	スイス	株式	NOVARTIS-REG	医薬品	31,290	9,038.74	282,822,441	10,252.73	320,808,141	0.73
12	スイス	株式	ROCHE HOLDINGS (GENUSSCHEINE)	医薬品	9,500	29,469.42	279,959,556	32,300.14	306,851,415	0.70
13	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気通信サービス	56,300	5,306.13	298,735,457	5,445.13	306,561,241	0.70
14	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	商業銀行	257,900	1,060.07	273,392,128	1,128.64	291,078,577	0.66
15	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	86,100	3,177.33	273,568,415	3,258.32	280,541,912	0.64
16	アメリカ	株式	AT & T INC	各種電気通信サービス	70,200	3,988.35	279,982,732	3,855.92	270,685,830	0.62
17	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術サービス	13,010	20,804.25	270,663,371	20,756.09	270,036,835	0.61
18	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	商業銀行	142,200	1,613.29	229,410,265	1,861.74	264,740,068	0.60
19	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	67,300	2,891.66	194,609,323	3,819.80	257,072,876	0.59
20	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	39,530	6,042.73	238,869,294	6,502.42	257,040,840	0.58
21	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	53,500	4,469.93	239,141,683	4,624.26	247,398,044	0.56

22	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	インターネットソフトウェア・サービス	3,810	57,740.34	219,990,724	64,335.80	245,119,415	0.56
23	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL C	インターネットソフトウェア・サービス	3,880	57,017.97	221,229,753	63,082.60	244,760,496	0.56
24	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	バイオテクノロジー	20,770	8,730.82	181,339,267	11,766.96	244,399,957	0.56
25	アメリカ	株式	CITIGROUP	商業銀行	41,090	5,146.33	211,463,069	5,696.87	234,084,491	0.53
26	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	インターネットソフトウェア・サービス	26,970	6,394.83	172,468,792	8,646.54	233,197,453	0.53
27	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融サービス	15,190	13,947.21	211,858,173	15,140.21	229,979,919	0.52
28	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	石油・ガス・消耗燃料	52,900	4,210.66	222,743,946	4,194.66	221,897,726	0.50
29	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO	メディア	22,250	8,981.46	199,837,641	9,722.44	216,324,368	0.49
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	20,510	9,548.41	195,838,053	10,195.26	209,104,936	0.47

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー設備・サービス	1.42
		石油・ガス・消耗燃料	8.90
		化学	2.95
		建設資材	0.29
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.96
		紙製品・林産品	0.11
		航空宇宙・防衛	2.11
		建設関連製品	0.19
		建設・土木	0.36
		電気設備	0.80
		コングロマリット	1.97
		機械	1.50
		商社・流通業	0.30
		商業サービス・用品	0.41
		航空貨物・物流サービス	0.60
		旅客航空輸送業	0.15
		海運業	0.10
		陸運・鉄道	1.09
		運送インフラ	0.16
自動車部品	0.55		
自動車	1.11		

家庭用耐久財	0.28
レジャー用品	0.08
繊維・アパレル・贅沢品	1.18
ホテル・レストラン・レジャー	1.63
メディア	3.04
販売	0.08
インターネット販売・カタログ販売	0.84
複合小売り	0.56
専門小売り	1.67
食品・生活必需品小売り	2.09
飲料	2.27
食品	2.56
タバコ	1.41
家庭用品	1.55
パーソナル用品	0.24
ヘルスケア機器・用品	1.52
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.61
バイオテクノロジー	1.97
医薬品	7.64
商業銀行	10.11
各種金融サービス	1.26
保険	4.32
不動産管理・開発	0.60
インターネットソフトウェア・サービス	2.25
情報技術サービス	2.18
ソフトウェア	2.77
通信機器	1.16
コンピュータ・周辺機器	2.86
電子装置・機器・部品	0.34
半導体・半導体製造装置	1.78
各種電気通信サービス	2.84
無線通信サービス	0.48
電力	1.63
ガス	0.16
総合公益事業	1.37
水道	0.08
貯蓄・抵当・不動産金融	0.06
消費者金融	0.59
資本市場	2.22
各種消費者サービス	0.02

		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.40
		専門サービス	0.47
投資信託受益証券	—	—	0.01
投資証券	—	—	2.20
合 計			102.12

②【投資不動産物件】

野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

該当事項はありません。

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

該当事項はありません。

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンティル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2014年12月限)	買建	81	米ドル	7,993,125	874,847,530	7,976,475	873,025,187	2.00
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2014年12月限)	買建	4	カナダドル	700,868	68,713,098	688,640	67,514,264	0.15
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2014年12月限)	買建	42	ユーロ	1,342,760	186,469,081	1,334,760	185,358,120	0.42
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2014年12月限)	買建	2	豪ドル	273,200	26,005,908	263,200	25,054,008	0.05
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2014年12月限)	買建	11	英ポンド	738,475	131,256,547	728,090	129,410,716	0.29
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2014年12月限)	買建	5	スイスフラン	438,970	50,512,278	438,700	50,481,208	0.11

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

平成 26 年 9 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1 口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間	(2013 年 9 月 6 日)	92	92	1.0254	1.0254
第 2 計算期間	(2014 年 9 月 8 日)	477	477	1.2264	1.2264
	2013 年 9 月末日	102	—	1.0493	—
	10 月末日	112	—	1.0904	—
	11 月末日	139	—	1.1079	—
	12 月末日	163	—	1.1251	—
	2014 年 1 月末日	196	—	1.1010	—
	2 月末日	231	—	1.1445	—
	3 月末日	248	—	1.1428	—
	4 月末日	283	—	1.1586	—
	5 月末日	319	—	1.1845	—
	6 月末日	382	—	1.1979	—
	7 月末日	417	—	1.2031	—
	8 月末日	469	—	1.2154	—
	9 月末日	482	—	1.2001	—

②【分配の推移】

野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2013 年 5 月 7 日～2013 年 9 月 6 日	0.0000 円
第 2 計算期間	2013 年 9 月 7 日～2014 年 9 月 8 日	0.0000 円

③【収益率の推移】

野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2013 年 5 月 7 日～2013 年 9 月 6 日	2.5%
第 2 計算期間	2013 年 9 月 7 日～2014 年 9 月 8 日	19.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

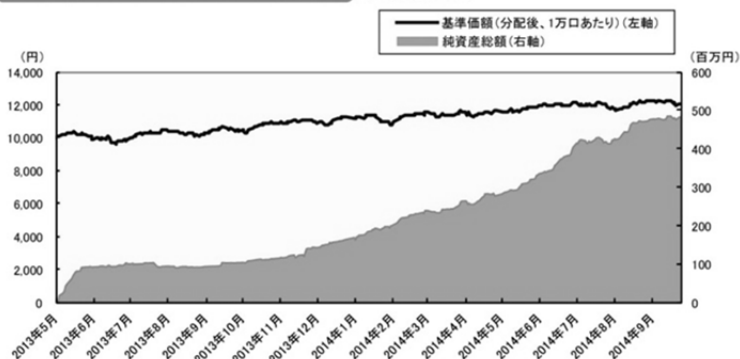
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2013年5月7日～2013年9月6日	135,241,452	44,950,752	90,290,700
第2計算期間	2013年9月7日～2014年9月8日	467,567,917	168,711,598	389,147,019

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

運用実績 (2014年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次:設定来)



分配の推移 (1万口あたり、課税前)

2014年9月	0 円
2013年9月	0 円
---	---
---	---
---	---
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

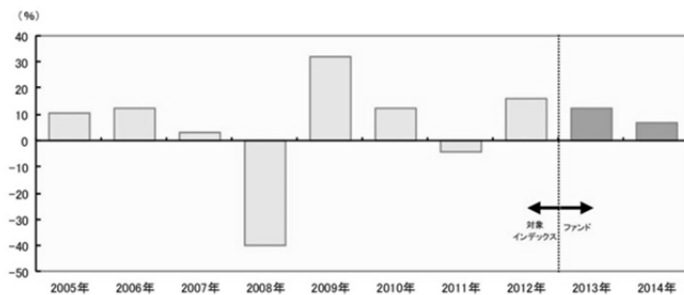
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	2.0
2	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1.4
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1.2
4	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	1.0
5	WELLS FARGO CO	商業銀行	0.9
6	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	0.9
7	NESTLE SA-REG	食品	0.8
8	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	0.8
9	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	0.8
10	JPMORGAN CHASE & CO	商業銀行	0.8

実質的な国/地域別投資比率(上位)

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	アメリカ	62.9
2	イギリス	9.4
3	カナダ	4.7
4	フランス	4.2
5	スイス	4.0

※ユーロについては発行国で記載しております。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2005年から2012年は対象インデックスの年間収益率。(出所:MSCI)
- ・2013年は設定日(2013年5月7日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2014年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。

○申込日当日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位によるものとします。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ・一部解約の実行の請求の受付については、午後 3 時までには、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)
- ・換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して 5 営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。
- ・一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日*の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

*外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(平成25年5月7日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年9月7日から翌年9月6日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、当初設定日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案

につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等 (iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i)または「(d) 信託約款の変更等」(ii)に規定する書面に付記します。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

<ファンドの信託約款の変更>

平成26年12月1日適用で下記の内容等の約款変更を予定しております。(下線部_____は変更部分を、「●」は信託約款において該当する条項の番号を示します。)

○新設

(変更後)	(変更前)
<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p><u>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</u></p>	<p><新設></p>

○書面決議手続きの記載がある場合、以下の見出しの条文について変更を行いません。

(変更後)	(変更前)

<p>(信託契約の解約) <略> <略> 第●項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。 <略></p>	<p>(信託契約の解約) <同左> <同左> 第●項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。 <同左></p>
---	---

(変更後)	(変更前)
<p>(信託約款の変更等) <略> ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。 ③ <略> ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。 ⑤～⑦ <略></p>	<p>(信託約款の変更等) <同左> ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。 ③ <同左> ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。 ⑤～⑦ <同左></p>

(変更後)	(変更前)
<p>(反対受益者の受益権買取請求の不適用) 第●条 この信託は、受益者が第●条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第●条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める<u>反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</u></p>	<p>(反対者の買取請求権) 第●条 第●条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、<u>自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</u>この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、<u>第●条第●項または前条第2項に規定する書面に付記します。</u></p>

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<累積投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

<累積投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成25年9月7日から平成26年9月8日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成26年10月17日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型の平成25年9月7日から平成26年9月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型の平成26年9月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成25年9月6日現在)	第2期 (平成26年9月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	333,853	2,326,355
親投資信託受益証券	92,574,941	477,197,264
未収利息	-	4
流動資産合計	92,908,794	479,523,623
資産合計	92,908,794	479,523,623
負債の部		
流動負債		
未払解約金	157,768	1,238,852
未払受託者報酬	9,057	56,427
未払委託者報酬	156,951	977,978
その他未払費用	858	5,580
流動負債合計	324,634	2,278,837
負債合計	324,634	2,278,837
純資産の部		
元本等		
元本	90,290,700	389,147,019
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,293,460	88,097,767
(分配準備積立金)	734,263	31,170,579
元本等合計	92,584,160	477,244,786
純資産合計	92,584,160	477,244,786
負債純資産合計	92,908,794	479,523,623

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 平成25年5月7日 至 平成25年9月6日	第2期 自 平成25年9月7日 至 平成26年9月8日
営業収益		
受取利息	65	840
有価証券売買等損益	991,781	41,984,423
営業収益合計	991,846	41,985,263
営業費用		
受託者報酬	9,057	79,550
委託者報酬	156,951	1,378,772
その他費用	858	7,830
営業費用合計	166,866	1,466,152
営業利益又は営業損失(△)	824,980	40,519,111

経常利益又は経常損失（△）	824,980	40,519,111
当期純利益又は当期純損失（△）	824,980	40,519,111
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	90,717	9,634,859
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	2,293,460
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,258,189	70,382,324
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,258,189	70,382,324
剰余金減少額又は欠損金増加額	698,992	15,462,269
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	698,992	15,462,269
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,293,460	88,097,767

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成25年9月7日から平成26年9月8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 平成25年9月6日現在	第2期 平成26年9月8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 90,290,700 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 389,147,019 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0254 円 (10,000口当たり純資産額) (10,254 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2264 円 (10,000口当たり純資産額) (12,264 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自平成25年5月7日 至平成25年9月6日	第2期 自平成25年9月7日 至平成26年9月8日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>695,320 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>38,943 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,559,197 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,293,460 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>90,290,700 口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>253 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	695,320 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	38,943 円	収益調整金額	C	1,559,197 円	分配準備積立金額	D	0 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,293,460 円	当ファンドの期末残存口数	F	90,290,700 口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	253 円	10,000口当たり分配金額	H	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>5,703,660 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>25,180,592 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>56,927,188 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>286,327 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>88,097,767 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>389,147,019 口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,263 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,703,660 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	25,180,592 円	収益調整金額	C	56,927,188 円	分配準備積立金額	D	286,327 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,097,767 円	当ファンドの期末残存口数	F	389,147,019 口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,263 円	10,000口当たり分配金額	H	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	695,320 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	38,943 円																																																											
収益調整金額	C	1,559,197 円																																																											
分配準備積立金額	D	0 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,293,460 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	90,290,700 口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	253 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	5,703,660 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	25,180,592 円																																																											
収益調整金額	C	56,927,188 円																																																											
分配準備積立金額	D	286,327 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,097,767 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	389,147,019 口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,263 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 1 期 自 平成 25 年 5 月 7 日 至 平成 25 年 9 月 6 日	第 2 期 自 平成 25 年 9 月 7 日 至 平成 26 年 9 月 8 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 1 期 平成 25 年 9 月 6 日現在	第 2 期 平成 26 年 9 月 8 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 平成 25 年 5 月 7 日 至 平成 25 年 9 月 6 日	第 2 期 自 平成 25 年 9 月 7 日 至 平成 26 年 9 月 8 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 1 期 自 平成 25 年 5 月 7 日 至 平成 25 年 9 月 6 日	第 2 期 自 平成 25 年 9 月 7 日 至 平成 26 年 9 月 8 日
期首元本額	期首元本額 90,290,700 円

期中追加設定元本額	135,241,452円	期中追加設定元本額	467,567,917円
期中一部解約元本額	44,950,752円	期中一部解約元本額	168,711,598円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	第1期 自平成25年5月7日 至平成25年9月6日	第2期 自平成25年9月7日 至平成26年9月8日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	940,069	38,148,675
合計	940,069	38,148,675

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年9月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年9月8日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド		477,197,264	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:100.0%		477,197,264 100.0%	
合計				477,197,264	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(平成26年9月8日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	66,510,772

コール・ローン	494,560,950
株式	43,003,473,741
投資信託受益証券	5,372,200
投資証券	982,848,772
派生商品評価勘定	116,371,721
未収入金	1,479,936
未収配当金	96,838,185
未収利息	858
差入委託証拠金	255,475,751
流動資産合計	45,022,932,886
資産合計	45,022,932,886
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	273,721,257
未払解約金	176,000
その他未払費用	594,000
流動負債合計	274,491,257
負債合計	274,491,257
純資産の部	
元本等	
元本	32,587,602,252
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	12,160,839,377
元本等合計	44,748,441,629
純資産合計	44,748,441,629
負債純資産合計	45,022,932,886

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 (株式、投資証券) 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

	(投資信託受益証券) 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(貸借対照表に関する注記)

平成 26 年 9 月 8 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 3732 円
(10,000 口当たり純資産額)	(13,732 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成 25 年 9 月 7 日 至 平成 26 年 9 月 8 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 9 月 8 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資信託受益証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 26 年 9 月 8 日現在	
期首	平成 25 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	37,797,357,699 円
同期中における追加設定元本額	2,443,229,389 円
同期中における一部解約元本額	7,652,984,836 円
期末元本額	32,587,602,252 円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	347,507,475 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	78,526,979 円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	25,366,525,682 円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA (適格機関投資家専用)	3,509,727,453 円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA (適格機関投資家専用)	3,285,314,663 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成 26 年 9 月 8 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES	6,040	68.51	413,800.40	
		CAMERON INTERNATIONAL CORP	2,760	72.20	199,272.00	
		CORE LABORATORIES N.V.	650	158.20	102,830.00	
		DIAMOND OFFSHORE DRILLING	1,300	41.86	54,418.00	
		ENSCO PLC-CL A	3,390	47.46	160,889.40	
		FMC TECHNOLOGIES INC	3,200	57.55	184,160.00	
		HALLIBURTON CO	11,390	67.45	768,255.50	
		HELMERICH & PAYNE	1,400	103.90	145,460.00	
		NABORS INDUSTRIES INC	3,700	25.31	93,647.00	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	5,960	83.55	497,958.00	
		NOBLE CORP PLC	3,000	26.60	79,800.00	
		OCEANEERING INTL INC	1,380	65.73	90,707.40	
		SCHLUMBERGER LTD	17,590	106.76	1,877,908.40	
		SUPERIOR ENERGY SERVICES INC	2,100	34.54	72,534.00	
		WEATHERFORD INTERNATIONAL PLC	10,500	23.68	248,640.00	
		ANADARKO PETE	6,830	109.87	750,412.10	

ANTERO RESOURCES CORP	720	56.17	40,442.40
APACHE CORPORATION	5,220	99.53	519,546.60
CABOT OIL & GAS CORP	5,880	34.05	200,214.00
CHENIERE ENERGY INC	2,900	83.35	241,715.00
CHESAPEAKE ENERGY CORP	6,900	26.17	180,573.00
CHEVRON CORP	25,740	127.40	3,279,276.00
CIMAREX ENERGY CO	1,080	138.45	149,526.00
COBALT INTERNATIONAL ENERGY	4,200	15.22	63,924.00
CONCHO RESOURCES INC	1,390	135.72	188,650.80
CONOCOPHILLIPS	16,610	80.35	1,334,613.50
CONSOL ENERGY INC	3,500	40.11	140,385.00
CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	590	158.26	93,373.40
DENBURY RESOURCES INC	4,200	16.70	70,140.00
DEVON ENERGY CORP	5,050	72.74	367,337.00
ENERGEN CORP	930	74.62	69,396.60
EOG RESOURCES INC	7,390	105.18	777,280.20
EQT CORP	2,010	96.44	193,844.40
EXXON MOBIL CORP	58,080	99.26	5,765,020.80
HESS CORP	3,820	100.99	385,781.80
HOLLYFRONTIER CORP	2,300	49.97	114,931.00
KINDER MORGAN INC	9,000	39.31	353,790.00
KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	1,456	95.91	139,644.96
MARATHON OIL CORP	9,100	40.91	372,281.00
MARATHON PETROLEUM CORP	3,900	91.63	357,357.00
MURPHY OIL CORP	2,400	59.94	143,856.00
NOBLE ENERGY INC	4,670	71.66	334,652.20
OCCIDENTAL PETE CORP	10,630	101.31	1,076,925.30
ONEOK INC	2,830	70.94	200,760.20
PEABODY ENERGY CO	3,000	15.08	45,240.00
PHILLIPS 66	7,650	87.51	669,451.50
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	1,880	202.11	379,966.80
QEP RESOURCES INC	2,300	34.03	78,269.00
RANGE RESOURCES CORP	2,350	75.20	176,720.00
SOUTHWESTERN ENERGY CO	4,800	39.57	189,936.00
SPECTRA ENERGY CORP	9,200	42.16	387,872.00

TESORO CORP	1,750	66.61	116,567.50
VALERO ENERGY CORP	7,360	53.01	390,153.60
WHITING PETROLEUM CORP	1,610	87.66	141,132.60
WILLIAMS COS	9,530	59.13	563,508.90
AIR PRODUCTS	2,950	132.54	390,993.00
AIRGAS INC	880	110.89	97,583.20
ALBEMARLE CORP	980	63.72	62,445.60
ASHLAND INC	1,070	107.76	115,303.20
CELANESE CORP-SERIES A	2,110	62.69	132,275.90
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	700	253.89	177,723.00
DOW CHEM CO	16,290	54.80	892,692.00
DU PONT E I DE NEMOURS	12,420	66.00	819,720.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	1,900	83.36	158,384.00
ECOLAB INC	3,650	115.51	421,611.50
FMC CORP	1,680	65.60	110,208.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	1,230	101.39	124,709.70
LYONDELLBASELL INDU-CL A	6,190	114.59	709,312.10
MONSANTO CO	7,090	114.26	810,103.40
MOSAIC CO/THE	4,470	47.26	211,252.20
PPG INDUSTRIES	1,910	203.96	389,563.60
PRAXAIR INC	4,020	132.56	532,891.20
SHERWIN-WILLIAMS	1,130	218.29	246,667.70
SIGMA-ALDRICH	1,750	103.87	181,772.50
WESTLAKE CHEMICAL CORP	640	97.24	62,233.60
MARTIN MARIETTA MATERIALS	770	132.19	101,786.30
VULCAN MATERIALS CO	2,000	62.72	125,440.00
AVERY DENNISON CORP	1,200	48.88	58,656.00
BALL CORP	1,630	66.33	108,117.90
CROWN HOLDINGS INC	1,700	50.49	85,833.00
MEADWESTVACO CORP	2,300	42.85	98,555.00
OWENS-ILLINOIS INC	2,300	31.73	72,979.00
ROCK-TENN COMPANY CL-A	2,220	51.48	114,285.60
SEALED AIR CORP	2,300	37.21	85,583.00
ALCOA INC	15,400	17.28	266,112.00
FREEMPORT-MCMORAN INC	13,720	35.02	480,474.40

NEWMONT MINING CORP HOLDINGS CO	6,600	25.97	171,402.00
NUCOR CORP	4,140	56.04	232,005.60
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	5,600	49.30	276,080.00
B/E AEROSPACE INC	1,450	86.31	125,149.50
BOEING CO	9,370	124.69	1,168,345.30
GENERAL DYNAMICS	3,840	125.45	481,728.00
HONEYWELL INTERNATIONAL	10,160	95.61	971,397.60
L-3 COMMUNICATIONS HLDGS	1,160	112.06	129,989.60
LOCKHEED MARTIN	3,740	174.58	652,929.20
NORTHROP GRUMMAN CORP	2,820	127.53	359,634.60
PRECISION CASTPARTS CORP	1,980	241.18	477,536.40
RAYTHEON COMPANY	4,350	97.76	425,256.00
ROCKWELL COLLINS INC	1,450	76.99	111,635.50
TEXTRON INC	3,700	38.34	141,858.00
TRANSDIGM GROUP INC	650	188.57	122,570.50
UNITED TECHNOLOGIES	11,760	108.70	1,278,312.00
MASCO CORP	4,800	23.69	113,712.00
CHICAGO BRIDGE & IRON-NY SHR	1,520	63.36	96,307.20
FLUOR CORP	2,360	73.65	173,814.00
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	1,790	53.31	95,424.90
KBR INC	2,200	21.75	47,850.00
QUANTA SERVICES INC	2,500	37.03	92,575.00
AMETEK INC	3,320	53.15	176,458.00
EATON CORP PLC	6,420	69.17	444,071.40
EMERSON ELEC	9,490	65.08	617,609.20
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,820	117.19	213,285.80
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	2,200	47.24	103,928.00
3M CORP	8,500	144.20	1,225,700.00
DANAHER CORP	8,690	77.14	670,346.60
GENERAL ELEC CO	135,600	26.10	3,539,160.00
ROPER INDUSTRIES	1,240	149.57	185,466.80
AGCO CORP	1,370	48.26	66,116.20
CATERPILLAR INC DEL	8,020	108.54	870,490.80
CUMMINS INC	2,460	142.62	350,845.20
DEERE & COMPANY	4,860	82.79	402,359.40

DOVER CORP	2,210	88.15	194,811.50
FLOWSERVE CORP	1,970	76.63	150,961.10
ILLINOIS TOOL WORKS INC	5,300	88.29	467,937.00
INGERSOLL-RAND PLC	3,840	60.16	231,014.40
JOY GLOBAL INC	1,230	60.20	74,046.00
PACCAR	4,850	61.61	298,808.50
PALL CORP	1,600	84.87	135,792.00
PARKER HANNIFIN CORP	1,980	118.05	233,739.00
PENTAIR PLC	2,480	67.32	166,953.60
SPX CORP	500	105.13	52,565.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	1,860	91.93	170,989.80
XYLEM INC	2,500	37.77	94,425.00
FASTENAL CO	3,650	47.01	171,586.50
GRAINGER(W.W.) INC	860	249.48	214,552.80
UNITED RENTALS INC	1,340	118.51	158,803.40
ADT CORP/THE	2,360	37.03	87,390.80
CINTAS CORP	1,240	66.66	82,658.40
IRON MOUNTAIN INC	2,200	36.22	79,684.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	3,900	39.21	152,919.00
STERICYCLE INC	1,120	118.30	132,501.60
TYCO INTERNATIONAL LTD	6,200	44.09	273,358.00
WASTE MANAGEMENT INC	5,800	47.03	272,774.00
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	2,050	67.76	138,908.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	3,000	42.60	127,800.00
FEDEX CORPORATION	3,800	153.30	582,540.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	9,550	98.86	944,113.00
AMERICAN AIRLINES GROUP INC	2,500	37.85	94,625.00
DELTA AIR LINES INC	2,590	39.22	101,579.80
SOUTHWEST AIRLINES	2,100	32.83	68,943.00
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC	1,400	50.73	71,022.00
CSX CORP	13,500	31.49	425,115.00
HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	6,100	28.46	173,606.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	1,270	76.93	97,701.10
KANSAS CITY SOUTHERN	1,530	117.21	179,331.30
NORFOLK SOUTHERN CORP	4,120	109.55	451,346.00

UNION PAC CORP	12,260	107.69	1,320,279.40
AUTOLIV INC	1,350	104.73	141,385.50
BORGWARNER INC	3,080	63.19	194,625.20
DELPHI AUTOMOTIVE PLC	4,230	70.48	298,130.40
JOHNSON CONTROLS INC	9,160	47.95	439,222.00
TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	1,420	100.21	142,298.20
FORD MOTOR COMPANY	49,900	17.14	855,286.00
GENERAL MOTORS CO	17,200	34.58	594,776.00
HARLEY-DAVIDSON INC	3,110	65.32	203,145.20
TESLA MOTORS INC	1,170	277.39	324,546.30
DR HORTON INC	4,100	21.46	87,986.00
GARMIN LTD	1,500	53.27	79,905.00
LEGGETT & PLATT INC	2,300	35.40	81,420.00
LENNAR CORP-A	1,900	38.88	73,872.00
MOHAWK INDUSTRIES	940	148.12	139,232.80
NEWELL RUBBERMAID INC	3,700	34.20	126,540.00
PULTEGROUP INC	4,300	18.53	79,679.00
TOLL BROTHERS INC	2,200	33.78	74,316.00
WHIRLPOOL CORP	1,060	152.01	161,130.60
HASBRO INC	1,580	54.02	85,351.60
MATTEL INC	4,400	35.10	154,440.00
POLARIS INDUSTRIES INC	860	147.80	127,108.00
COACH INC	4,120	37.49	154,458.80
FOSSIL GROUP INC	790	103.46	81,733.40
LULULEMON ATHLETICA INC	1,620	39.14	63,406.80
MICHAEL KORS HOLDINGS LTD	2,640	76.39	201,669.60
NIKE INC-B	9,480	82.04	777,739.20
PVH CORP	1,200	128.06	153,672.00
RALPH LAUREN CORPORATION	820	172.90	141,778.00
UNDER ARMOUR INC-CLASS A	2,230	72.53	161,741.90
V F CORP	4,730	65.32	308,963.60
CARNIVAL CORP	4,900	39.33	192,717.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	400	677.95	271,180.00
DARDEN RESTAURANTS INC	2,100	48.07	100,947.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	4,000	25.76	103,040.00

LAS VEGAS SANDS CORP	5,460	62.82	342,997.20
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	3,300	70.83	233,739.00
MCDONALD'S CORP	13,380	93.07	1,245,276.60
MGM RESORTS INTERNATIONAL	5,000	24.18	120,900.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,400	66.98	160,752.00
STARBUCKS CORP	10,180	77.95	793,531.00
STARWOOD HOTELS & RESORTS	2,480	84.52	209,609.60
WYNDHAM WORLDWIDE CORP	1,620	81.85	132,597.00
WYNN RESORTS LTD	1,110	185.66	206,082.60
YUM BRANDS INC	5,960	72.36	431,265.60
CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	2,300	19.14	44,022.00
CBS CORP-CL B	6,650	59.40	395,010.00
CHARTER COMMUNICATION-A	1,020	158.33	161,496.60
COMCAST CORP SPECIAL CL-A	6,290	55.45	348,780.50
COMCAST CORP-CL A	29,030	55.70	1,616,971.00
DIRECTV	6,450	87.26	562,827.00
DISCOVERY COMMUNICATIONS INC	2,030	43.44	88,183.20
DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	4,310	42.63	183,735.30
DISH NETWORK CORP-A	2,990	66.44	198,655.60
DISNEY (WALT) CO	22,250	90.94	2,023,415.00
INTERPUBRIC GROUP	4,900	19.49	95,501.00
LIBERTY GLOBAL PLC -SERIES C	6,870	40.29	276,792.30
LIBERTY GLOBAL PLC-A	3,090	41.82	129,223.80
LIBERTY MEDIA CORP-A	1,160	49.03	56,874.80
LIBERTY MEDIA CORP-C	2,780	48.70	135,386.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	4,300	17.75	76,325.00
OMNICOM GROUP	3,390	72.32	245,164.80
SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	1,100	80.49	88,539.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	37,700	3.59	135,531.50
TIME WARNER CABLE-A	3,680	150.20	552,736.00
TIME WARNER INC	11,930	76.96	918,132.80
TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC	19,300	36.15	697,695.00
TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC CLASS B	5,700	35.11	200,127.00
VIACOM INC-CLASS B	5,120	81.36	416,563.20
GENUINE PARTS CO	2,230	88.24	196,775.20

LKQ CORP	4,200	28.63	120,246.00
AMAZON.COM INC	5,290	346.38	1,832,350.20
EXPEDIA INC	1,570	87.86	137,940.20
LIBERTY INTERACTIVE CORP	6,400	30.16	193,024.00
NETFLIX INC	760	475.68	361,516.80
PRICELINE GROUP INC/THE	700	1,195.02	836,514.00
TRIPADVISOR INC	1,700	98.26	167,042.00
DOLLAR GENERAL CORP	4,410	63.01	277,874.10
DOLLAR TREE INC	3,070	55.61	170,722.70
FAMILY DOLLAR STORES	1,270	79.11	100,469.70
KOHL'S CORP	2,640	59.95	158,268.00
MACYS INC	5,030	61.83	311,004.90
NORDSTROM INC	2,040	70.63	144,085.20
SEARS HOLDINGS CORP	430	33.43	14,374.90
TARGET CORP	8,140	61.08	497,191.20
ADVANCE AUTO PARTS	990	137.76	136,382.40
AUTONATION INC	1,070	53.86	57,630.20
AUTOZONE	430	538.04	231,357.20
BED BATH & BEYOND	2,760	65.51	180,807.60
BEST BUY COMPANY INC	4,300	32.39	139,277.00
CARMAX INC	2,800	53.71	150,388.00
DICK'S SPORTING GOODS INC	1,300	46.10	59,930.00
GAMESTOP CORP-CLASS A	1,400	45.24	63,336.00
GAP INC	3,200	44.65	142,880.00
HOME DEPOT	18,500	91.61	1,694,785.00
L BRANDS, INC	3,460	64.46	223,031.60
LOWE'S COS INC	13,690	54.11	740,765.90
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	1,410	158.55	223,555.50
PETSMART	1,460	71.83	104,871.80
ROSS STORES INC	2,890	76.84	222,067.60
STAPLES INC	7,400	12.86	95,164.00
TIFFANY & CO	1,700	103.47	175,899.00
TJX COS INC	9,630	61.15	588,874.50
TRACTOR SUPPLY COMPANY	2,020	65.82	132,956.40
ULTA SALON COSMETICS & FRAGR	780	99.45	77,571.00

URBAN OUTFITTERS INC	1,800	39.37	70,866.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	6,060	127.01	769,680.60
CVS HEALTH CORP	15,810	81.64	1,290,728.40
KROGER CO	6,600	52.41	345,906.00
SAFeway INC	3,200	34.70	111,040.00
SYSCO CORP	8,300	38.63	320,629.00
WAL-MART STORES INC	21,820	77.51	1,691,268.20
WALGREEN	12,260	63.95	784,027.00
WHOLE FOODS MARKET INC	4,700	39.52	185,744.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	1,590	92.21	146,613.90
COCA COLA CO	53,500	41.84	2,238,440.00
COCA COLA ENTERPRISES	3,100	47.03	145,793.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	2,360	86.88	205,036.80
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	2,660	62.23	165,531.80
MOLSON COORS BREWING CO-B	1,920	72.15	138,528.00
MONSTER BEVERAGE CORP	2,080	89.22	185,577.60
PEPSICO INC	20,510	91.75	1,881,792.50
ARCHER DANIELS MIDLAND	8,800	50.36	443,168.00
BUNGE LIMITED	1,970	85.44	168,316.80
CAMPBELL SOUP CO	2,800	44.54	124,712.00
CONAGRA INC	5,800	32.51	188,558.00
GENERAL MILLS	8,570	53.82	461,237.40
HERSHEY CO/THE	1,950	90.58	176,631.00
HORMEL FOODS CORP	1,990	51.08	101,649.20
JM SMUCKER CO/THE-NEW	1,430	102.71	146,875.30
KELLOGG CO	3,560	65.20	232,112.00
KEURIG GREEN MOUNTAIN INC	1,550	131.50	203,825.00
KRAFT FOODS GROUP INC	7,980	58.82	469,383.60
MCCORMICK & CO INC.	1,470	69.54	102,223.80
MEAD JOHNSON NUTRITION CO	2,860	97.71	279,450.60
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	22,900	35.69	817,301.00
TYSON FOODS INC-CL A	3,700	37.89	140,193.00
ALTRIA GROUP INC	26,900	43.39	1,167,191.00
LORILLARD INC	4,880	59.80	291,824.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	21,270	85.45	1,817,521.50

REYNOLDS AMERICAN INC	4,270	58.96	251,759.20
CHURCH & DWIGHT CO INC	1,730	69.20	119,716.00
CLOROX CO	1,640	89.81	147,288.40
COLGATE PALMOLIVE CO.	12,380	64.86	802,966.80
ENERGIZER HOLDINGS INC	810	123.97	100,415.70
KIMBERLY-CLARK CORP	5,100	107.50	548,250.00
PROCTER & GAMBLE CO	36,600	83.77	3,065,982.00
AVON PRODUCTS INC	4,800	13.84	66,432.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	3,150	76.78	241,857.00
HERBALIFE LTD	1,100	49.81	54,791.00
ABBOTT LABORATORIES	20,310	42.95	872,314.50
BARD (C R)	1,080	150.16	162,172.80
BAXTER INTERNATIONAL INC.	7,320	74.20	543,144.00
BECTON, DICKINSON	2,720	116.22	316,118.40
BOSTON SCIENTIFIC CORP	17,700	12.01	212,577.00
CAREFUSION CORP	2,500	46.45	116,125.00
COVIDIEN PLC	6,150	88.44	543,906.00
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	1,900	47.55	90,345.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	1,320	98.93	130,587.60
HOLOGIC INC	3,500	25.03	87,605.00
INTUITIVE SURGICAL INC	500	465.38	232,690.00
MEDTRONIC INC	13,420	64.31	863,040.20
RESMED INC	1,700	52.98	90,066.00
ST JUDE MEDICAL INC	3,920	65.48	256,681.60
STRYKER CORP	4,700	84.13	395,411.00
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	1,410	85.07	119,948.70
ZIMMER HOLDINGS INC	2,340	101.07	236,503.80
AETNA INC	4,760	83.94	399,554.40
AMERISOURCEBERGEN CORP	3,050	78.14	238,327.00
CARDINAL HEALTH INC	4,600	75.32	346,472.00
CIGNA CORP	3,780	96.39	364,354.20
DAVITA HEALTHCARE PARTNERS INC	2,360	74.30	175,348.00
EXPRESS SCRIPTS HOLDING INC- COMMON	10,490	75.51	792,099.90
HCA HOLDINGS INC	4,070	69.24	281,806.80
HENRY SCHEIN INC	1,180	119.20	140,656.00

HUMANA INC	2,070	129.20	267,444.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	1,140	107.98	123,097.20
MCKESSON CORP	3,120	198.34	618,820.80
OMNICARE INC	1,270	63.14	80,187.80
PATTERSON COS INC	1,100	40.73	44,803.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	1,690	63.75	107,737.50
UNITEDHEALTH GROUP INC	13,250	87.75	1,162,687.50
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1,240	107.55	133,362.00
WELLPOINT INC	3,900	118.97	463,983.00
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	2,740	165.30	452,922.00
AMGEN INC	10,240	137.88	1,411,891.20
BIOGEN IDEC INC	3,220	330.48	1,064,145.60
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	1,850	67.30	124,505.00
CELGENE CORP	10,830	93.79	1,015,745.70
GILEAD SCIENCES INC	20,770	105.36	2,188,327.20
PHARMACYCLICS INC	980	118.88	116,502.40
REGENERON PHARMACEUTICALS	1,050	350.66	368,193.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	3,180	95.04	302,227.20
ABBVIE INC	21,770	55.94	1,217,813.80
ACTAVIS PLC	3,580	231.29	828,018.20
ALLERGAN INC	4,060	167.00	678,020.00
BRISTOL MYERS SQUIBB	22,510	51.12	1,150,711.20
ELI LILLY & CO.	13,630	64.72	882,133.60
ENDO INTERNATIONAL PLC	1,960	63.94	125,322.40
HOSPIRA INC	1,960	53.90	105,644.00
JOHNSON & JOHNSON	38,270	104.42	3,996,153.40
MALLINCKRODT PLC	1,550	84.51	130,990.50
MERCK & CO INC	39,530	61.18	2,418,445.40
MYLAN INC	5,200	46.98	244,296.00
PERRIGO CO PLC	1,710	146.27	250,121.70
PFIZER INC	86,100	29.65	2,552,865.00
ZOETIS INC	7,020	36.04	253,000.80
BANK OF AMERICA CORP	142,200	16.02	2,278,044.00
BB&T CORPORATION	9,600	37.58	360,768.00
CIT GROUP INC	2,400	48.29	115,896.00

CITIGROUP	41,090	52.30	2,149,007.00
COMERICA INC	2,400	50.60	121,440.00
FIFTH THIRD BANCORP	11,800	20.37	240,366.00
FIRST REPUBLIC BANK/CA	1,400	49.60	69,440.00
JPMORGAN CHASE & CO	51,190	59.91	3,066,792.90
KEYCORP	13,000	13.74	178,620.00
M & T BANK CORP	1,530	124.48	190,454.40
PNC FINANCIAL	7,370	85.35	629,029.50
REGIONS FINANCIAL CORP	18,100	10.14	183,534.00
SUNTRUST BKS INC.	7,500	38.50	288,750.00
US BANCORP	24,900	42.13	1,049,037.00
WELLS FARGO CO	67,680	51.65	3,495,672.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	15,190	138.07	2,097,283.30
CME GROUP INC	4,310	76.45	329,499.50
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	1,610	186.67	300,538.70
LEUCADIA NATIONAL CORP	4,500	26.36	118,620.00
MCGRAW HILL FINANCIAL INC	3,740	84.55	316,217.00
MOODYS CORP	2,760	95.22	262,807.20
NASDAQ OMX GROUP/THE	1,420	43.12	61,230.40
VOYA FINANCIAL INC	1,900	39.15	74,385.00
ACE LTD	4,570	106.13	485,014.10
AFLAC INC	6,300	61.46	387,198.00
ALLEGHANY CORP	240	430.35	103,284.00
ALLSTATE CORP	5,870	61.35	360,124.50
AMERICAN INTL GROUP	18,590	55.04	1,023,193.60
AON PLC	3,950	87.53	345,743.50
ARCH CAPITAL GROUP LTD	1,900	55.00	104,500.00
ASSURANT INC	970	66.66	64,660.20
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	1,600	48.19	77,104.00
CHUBB CORP	3,390	91.86	311,405.40
CINCINNATI FINANCIAL CORP	2,110	48.66	102,672.60
EVEREST RE GROUP LTD	620	163.58	101,419.60
FNF GROUP	3,500	27.58	96,530.00
GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	6,900	13.23	91,287.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	5,600	36.80	206,080.00

LINCOLN NATIONAL CORP	3,300	54.47	179,751.00
LOEWS CORP	4,800	43.45	208,560.00
MARSH & MCLENNAN COS	7,180	53.05	380,899.00
METLIFE INC	13,030	55.26	720,037.80
PARTNERRE LTD	680	112.11	76,234.80
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,800	54.37	206,606.00
PROGRESSIVE CO	8,000	25.14	201,120.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	6,190	89.24	552,395.60
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	490	102.01	49,984.90
TORCHMARK CORP	1,830	54.24	99,259.20
TRAVELERS COS INC/THE	4,700	94.21	442,787.00
UNUM GROUP	3,600	35.62	128,232.00
WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	2,200	42.27	92,994.00
WR BERKLEY CORP	1,500	48.29	72,435.00
XL GROUP PLC	3,500	34.05	119,175.00
CBRE GROUP INC	3,600	31.33	112,788.00
REALOGY HOLDINGS CORP	1,900	41.23	78,337.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	2,310	61.54	142,157.40
EBAY INC	15,430	53.90	831,677.00
EQUINIX INC	730	219.32	160,103.60
FACEBOOK INC-A	26,970	77.26	2,083,702.20
GOOGLE INC-CL A	3,810	597.78	2,277,541.80
GOOGLE INC-CL C	3,880	586.08	2,273,990.40
LINKEDIN CORP - A	1,420	229.63	326,074.60
RACKSPACE HOSTING INC	1,630	37.24	60,701.20
TWITTER INC	4,400	50.70	223,080.00
VERISIGN INC	1,750	57.23	100,152.50
YAHOO! INC	12,900	39.59	510,711.00
ACCENTURE PLC-CL A	8,520	81.83	697,191.60
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	670	261.97	175,519.90
AUTOMATIC DATA PROCESS	6,570	84.34	554,113.80
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	8,260	46.21	381,694.60
COMPUTER SCIENCE	1,880	60.25	113,270.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	3,820	58.51	223,508.20
FISERV INC	3,370	65.62	221,139.40

FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	1,100	142.24	156,464.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	13,010	191.20	2,487,512.00
MASTERCARD INC-CLASS A	13,680	76.86	1,051,444.80
PAYCHEX INC	4,600	42.33	194,718.00
TERADATA CORP	2,030	44.53	90,395.90
TOTAL SYSTEM SERVICES INC	2,010	31.47	63,254.70
VANTIV INC - CL A	1,900	30.44	57,836.00
VISA INC-CLASS A SHARES	6,820	214.21	1,460,912.20
WESTERN UNION CO	7,300	17.54	128,042.00
XEROX CORP	15,600	13.53	211,068.00
ACTIVISION BLIZZARD INC	6,900	24.02	165,738.00
ADOBE SYSTEMS INC.	6,400	73.13	468,032.00
ANSYS INC	1,330	81.15	107,929.50
AUTODESK INC.	3,200	54.18	173,376.00
CA INC	5,000	29.22	146,100.00
CITRIX SYSTEMS INC	2,220	70.83	157,242.60
ELECTRONIC ARTS	3,800	37.69	143,222.00
FIREEYE INC	900	31.72	28,548.00
INTUIT INC	3,690	83.98	309,886.20
MICROSOFT CORP	106,100	45.91	4,871,051.00
NETSUITE INC	530	88.20	46,746.00
NUANCE COMMUNICATIONS INC	4,200	16.86	70,812.00
ORACLE CORPORATION	48,200	41.27	1,989,214.00
RED HAT INC	2,500	61.07	152,675.00
SALESFORCE.COM INC	8,010	59.81	479,078.10
SERVICENOW INC	1,940	62.47	121,191.80
SYMANTEC CORP	8,700	24.39	212,193.00
SYNOPSYS INC	1,700	41.44	70,456.50
VMWARE INC - CLASS A	1,000	95.40	95,400.00
WORKDAY INC-CLASS A	1,290	90.07	116,190.30
CISCO SYSTEMS	69,300	25.00	1,732,500.00
F5 NETWORKS INC	990	123.71	122,472.90
HARRIS CORP	1,450	70.69	102,500.50
JUNIPER NETWORKS INC	5,700	23.33	132,981.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	3,160	58.89	186,092.40

QUALCOMM INC	22,930	75.81	1,738,323.30
APPLE INC	81,560	98.97	8,071,993.20
EMC CORP	28,000	29.03	812,840.00
HEWLETT PACKARD CO	25,500	37.58	958,290.00
NETAPP INC	4,700	42.21	198,387.00
SAN DISK CORPORATION	3,040	98.79	300,321.60
SEAGATE TECHNOLOGY	4,420	61.32	271,034.40
WESTERN DIGITAL CORP	2,890	100.92	291,658.80
AMPHENOL CORP-CL A	2,130	104.12	221,775.60
ARROW ELECTRS INC	1,180	61.89	73,030.20
AVNET	1,600	44.00	70,400.00
CORNING INC	17,700	21.29	376,833.00
FLEXTRONICS INTL LTD	6,800	11.03	75,004.00
FLIR SYSTEMS INC	2,200	33.44	73,568.00
TE CONNECTIVITY LTD	5,640	62.62	353,176.80
TRIMBLE NAVIGATION LTD	3,500	32.96	115,360.00
ALTERA CORP.	4,200	35.92	150,864.00
ANALOG DEVICES INC	4,300	50.22	215,946.00
APPLIED MATERIALS	16,500	22.76	375,540.00
AVAGO TECHNOLOGIES LTD	3,330	87.88	292,640.40
BROADCOM CORP-CL A	7,200	40.71	293,112.00
CREE INC	1,670	44.49	74,298.30
INTEL CORP	67,300	35.00	2,355,500.00
KLA TENCOR CORP	2,170	78.31	169,932.70
LAM RESEARCH	2,400	71.97	172,728.00
LINEAR TECHNOLOGY CORP	3,100	45.35	140,585.00
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	4,700	14.13	66,411.00
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	3,600	31.30	112,680.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	2,800	48.85	136,780.00
MICRON TECHNOLOGY	14,900	32.94	490,806.00
NVIDIA CORP	7,400	19.97	147,778.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	14,500	48.58	704,410.00
XILINX INC	4,000	43.06	172,240.00
AT & T INC	70,200	35.15	2,467,530.00
CENTURYLINK INC	8,000	41.47	331,760.00

FRONTIER COMMUNICATIONS CO	15,900	6.67	106,053.00
LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	2,400	45.63	109,512.00
VERIZON COMMUNICATIONS	56,300	49.94	2,811,622.00
WINDSTREAM HOLDINGS INC	7,300	11.29	82,417.00
SBA COMMUNICATIONS CORP-CL A	1,860	112.96	210,105.60
SPRINT CORP	12,668	5.89	74,614.52
T-MOBILE US INC	3,750	30.67	115,012.50
AMERICAN ELECTRIC POWER	6,600	53.86	355,476.00
DUKE ENERGY CORP	9,430	74.90	706,307.00
EDISON INTERNATIONAL	3,990	59.48	237,325.20
ENTERGY CORP	2,620	77.41	202,814.20
EXELON CORPORATION	11,300	33.81	382,053.00
FIRSTENERGY CORP	5,200	34.58	179,816.00
NEXTERA ENERGY INC	5,780	97.92	565,977.60
NORTHEAST UTILITIES	4,010	46.57	186,745.70
OGE ENERGY CORP	2,400	37.69	90,456.00
PEPCO HOLDINGS INC	3,400	27.49	93,466.00
PINNACLE WEST CAPITAL CORP	1,700	56.80	96,560.00
PPL CORPORATION	8,400	34.57	290,388.00
SOUTHERN CO.	11,800	44.79	528,522.00
XCEL ENERGY INC	7,300	32.48	237,104.00
ALLIANT ENERGY CORP	1,600	59.21	94,736.00
AMEREN CORPORATION	3,000	40.28	120,840.00
CENTERPOINT ENERGY INC	5,100	25.02	127,602.00
CMS ENERGY CORP	3,700	30.82	114,034.00
CONSOLIDATED EDISON INC	3,850	58.12	223,762.00
DOMINION RESOURCES INC/VA	7,950	71.29	566,755.50
DTE ENERGY COMPANY	2,270	78.83	178,944.10
INTEGRYS ENERGY GROUP INC	1,200	68.50	82,200.00
MDU RESOURCES GROUP INC	2,800	31.65	88,620.00
NISOURCE INC	4,500	40.40	181,800.00
PG&E CORP	6,600	48.07	317,262.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	6,700	37.19	249,173.00
SCANA CORP	2,000	52.23	104,460.00
SEMPRA ENERGY	3,150	107.36	338,184.00

WISCONSIN ENERGY CORP	2,800	45.57	127,596.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,200	50.51	111,122.00
HUDSON CITY BANCORP INC	6,700	9.98	66,866.00
NEW YORK COMMUNITY BANCORP	6,000	15.89	95,340.00
OCWEN FINANCIAL CORP	1,820	28.51	51,888.20
PEOPLES UNITED FINANCIAL IN	4,200	15.00	63,000.00
ALLY FINANCIAL INC	4,200	24.95	104,790.00
AMERICAN EXPRESS CO	12,890	89.61	1,155,072.90
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	7,730	82.69	639,193.70
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	6,330	63.76	403,600.80
NAVIENT CORP	6,400	17.79	113,856.00
AFFILIATED MANAGERS GROUP	770	211.18	162,608.60
AMERIPRISE FINANCIAL INC	2,470	126.41	312,232.70
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	15,700	39.47	619,679.00
BLACKROCK INC	1,850	332.74	615,569.00
EATON VANCE CORP	1,500	38.82	58,230.00
FRANKLIN RESOURCES INC	5,520	56.83	313,701.60
GOLDMAN SACHS GROUP	5,750	179.75	1,033,562.50
INVESCO LTD	6,000	40.97	245,820.00
LEGG MASON INC	1,300	48.73	63,349.00
MORGAN STANLEY	20,300	34.63	702,989.00
NORTHERN TRUST CORP	3,100	69.12	214,272.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	1,700	54.99	93,483.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	15,900	28.64	455,376.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	1,900	36.95	70,205.00
STATE STREET CORP	5,940	72.66	431,600.40
T ROWE PRICE GROUP INC	3,470	81.17	281,659.90
TD AMERITRADE HOLDING CORP	3,300	32.62	107,646.00
H & R BLOCK INC	3,400	32.52	110,568.00
AES CORP	8,500	14.89	126,565.00
CALPINE CORP	5,300	24.03	127,359.00
NRG ENERGY INC	4,000	30.89	123,560.00
CERNER CORP	3,970	59.47	236,095.90
AGILENT TECHNOLOGIES INC	4,230	57.92	245,001.60
ILLUMINA INC	1,730	178.75	309,237.50

	METTLER-TOLEDO INTL	390	272.28	106,189.20
	QUINTILES TRANSNATIONAL HOLD	810	55.69	45,108.90
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	5,410	124.63	674,248.30
	WATERS CORP	1,120	104.08	116,569.60
	DUN & BRADSTREET CORP	600	120.16	72,096.00
	EQUIFAX INC	1,530	79.86	122,185.80
	IHS INC-CLASS A	820	140.91	115,546.20
	MANPOWERGROUP INC	970	77.69	75,359.30
	NIELSEN NV	4,200	46.71	196,182.00
	ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	2,000	51.23	102,460.00
	TOWERS WATSON & CO-CL A	1,030	108.00	111,240.00
	VERISK ANALYTICS INC-CLASS A	1,980	64.64	127,987.20
小計	銘柄数：588			247,727,142.48 (26,033,645,403)
	組入時価比率：58.2%			60.5%
カナダドル	ALTAGAS LTD	1,500	52.01	78,015.00
	ARC RESOURCES LTD	3,800	30.47	115,786.00
	ATHABASCA OIL CORP	4,300	7.36	31,648.00
	BAYTEX ENERGY CORP	2,200	46.65	102,630.00
	CAMECO CORP	5,000	20.94	104,700.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	14,900	45.51	678,099.00
	CANADIAN OIL SANDS LTD	6,400	22.27	142,528.00
	CENOVUS ENERGY INC	10,200	34.04	347,208.00
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	5,600	43.04	241,024.00
	ENBRIDGE INC	11,490	55.16	633,788.40
	ENCANA CORP	9,400	24.59	231,146.00
	ENERPLUS CORP	2,500	22.74	56,850.00
	HUSKY ENERGY INC	5,000	32.42	162,100.00
	IMPERIAL OIL	3,720	56.72	210,998.40
	INTER PIPELINE LTD	3,800	37.29	141,702.00
	KEYERA CORP	1,010	98.27	99,252.70
	MEG ENERGY CORP	1,800	37.51	67,518.00
	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	3,600	21.71	78,156.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	4,400	51.91	228,404.00
	PENGROWTH ENERGY CORP	5,800	6.57	38,106.00

PENN WEST PETROLEUM LTD	5,000	8.08	40,400.00
PEYTO EXPLORATION & DEV CORP	1,800	36.90	66,420.00
SUNCOR ENERGY INC	19,800	44.07	872,586.00
TALISMAN ENERGY	15,000	10.84	162,600.00
TOURMALINE OIL CORP	2,500	53.71	134,275.00
TRANSCANADA CORP	9,460	60.33	570,721.80
VERMILION ENERGY INC	1,410	70.19	98,967.90
AGRIUM INC	1,880	102.03	191,816.40
METHANEX CORP	1,500	75.33	112,995.00
POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	11,500	37.46	430,790.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	2,800	37.94	106,232.00
BARRICK GOLD	16,600	18.64	309,424.00
ELDORADO GOLD CORPORATION	9,700	8.32	80,704.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	7,900	24.59	194,261.00
FRANCO-NEVADA CORP	1,800	60.57	109,026.00
GOLDCORP INC	11,100	28.00	310,800.00
KINROSS GOLD CORP	16,500	4.05	66,825.00
NEW GOLD INC	8,500	6.63	56,355.00
SILVER WHEATON CORP	4,400	26.25	115,500.00
TECK RESOURCES LTD	7,300	24.30	177,390.00
TURQUOISE HILL RESOURCES LTD	13,340	3.57	47,623.80
YAMANA GOLD INC	12,700	8.40	106,680.00
BOMBARDIER B SHEARS	19,500	3.63	70,785.00
CAE INC	3,400	13.61	46,274.00
SNC-LAVALIN GROUP INC	1,800	55.50	99,900.00
FINNING INTERNATIONAL INC	2,000	33.34	66,680.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	11,090	79.92	886,312.80
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	2,420	225.34	545,322.80
MAGNA INTERNATIONAL INC	3,040	123.49	375,409.60
GILDAN ACTIVEWEAR INC	1,800	61.82	111,276.00
TIM HORTONS INC	1,940	88.20	171,108.00
SHAW COMMUNICATIONS-B	4,800	27.60	132,480.00
THOMSON REUTERS CORP	4,900	41.38	202,762.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	980	113.95	111,671.00
DOLLARAMA INC	910	94.10	85,631.00

ALIMENTATION COUCHE-TARD-B	6,030	36.65	220,999.50
EMPIRE CO LTD A	530	75.76	40,152.80
LOBLAW COMPANIES	3,138	55.02	172,652.76
METRO INC	1,180	71.63	84,523.40
WESTON(GEORGE)LTD	790	86.60	68,414.00
SAPUTO INC	1,900	66.35	126,065.00
CATAMARAN CORP	2,740	52.93	145,028.20
VALEANT PHARMACEUTICALS INTERNATIONAL	4,320	130.16	562,291.20
BANK OF MONTREAL	8,700	84.34	733,758.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	16,460	72.07	1,186,272.20
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	5,410	105.96	573,243.60
NATIONAL BANK OF CANADA	4,740	52.87	250,603.80
ROYAL BANK OF CANADA	19,500	80.76	1,574,820.00
TORONTO DOMINION BANK	24,870	57.48	1,429,527.60
ONEX CORP	1,400	63.36	88,704.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	260	498.93	129,721.80
GREAT-WEST LIFE CO INC	4,400	32.15	141,460.00
INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANC	1,500	48.00	72,000.00
INTACT FINANCIAL CORP	1,870	72.69	135,930.30
MANULIFE FINANCIAL CORP	24,700	21.92	541,424.00
POWER CORPORATION OF CANADA	4,600	31.85	146,510.00
POWER FINANCIAL CORP	3,800	35.46	134,748.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	8,700	41.15	358,005.00
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	7,600	52.01	395,276.00
FIRST CAPITAL REALTY INC	1,100	18.74	20,614.00
CGI GROUP INC - CLASS A	2,900	39.65	114,985.00
OPEN TEXT CORP	1,420	62.08	88,153.60
BLACKBERRY LTD	7,300	11.32	82,636.00
BCE INC	3,300	49.19	162,327.00
BELL ALIANT INC	700	30.87	21,609.00
TELUS CORP	3,400	39.93	135,762.00
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	4,800	44.77	214,896.00
FORTIS INC	3,000	34.01	102,030.00
ATCO LTD CL1	900	46.30	41,670.00

	CANADIAN UTILITIES LTD A	1,940	39.71	77,037.40
	CI FINANCIAL CORP	3,100	35.38	109,678.00
	IGM FINANCIAL INC	1,300	52.29	67,977.00
	TRANSALTA CORP	4,800	12.27	58,896.00
小計	銘柄数：93			21,668,066.76
	組入時価比率：4.7%			(2,091,185,123)
				4.9%
ユーロ	FUGRO NV CVA	900	27.60	24,840.00
	SAIPEM	3,200	17.66	56,512.00
	TECHNIP SA	1,230	69.66	85,681.80
	TENARIS SA	7,100	17.44	123,824.00
	ENI SPA	34,500	19.45	671,025.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	5,700	13.70	78,090.00
	NESTE OIL OYJ	1,770	15.23	26,957.10
	OMV AG	2,000	29.20	58,400.00
	REPSOL SA	13,650	19.36	264,332.25
	TOTAL SA	29,050	51.41	1,493,460.50
	VOPAK	700	40.74	28,521.50
	AIR LIQUIDE	4,741	98.66	467,747.06
	AKZO NOBEL	3,400	54.09	183,906.00
	ARKEMA	830	56.35	46,770.50
	BASF SE	12,400	78.56	974,144.00
	FUCHS PETROLUB SE -PFD	740	31.74	23,491.30
	K+S AG	2,780	24.45	67,971.00
	KONINKLIJKE DSM NV	2,400	50.40	120,960.00
	LANXESS	970	47.08	45,672.45
	LINDE AG	2,540	152.85	388,239.00
	SOLVAY SA	800	119.15	95,320.00
	UMICORE	1,550	36.72	56,916.00
	CRH PLC	10,200	18.47	188,394.00
	HEIDELBERGCEMENT AG	1,870	58.92	110,180.40
	IMERYS	450	61.25	27,562.50
	LAFARGE SA	2,440	59.93	146,229.20
	ARCELORMITTAL	13,150	11.19	147,148.50
	THYSSENKRUPP AG	6,020	22.07	132,861.40

VOESTALPINE AG	1,200	33.91	40,698.00
STORA ENSO OYJ-R	8,000	6.99	55,960.00
UPM-KYMMENE OYJ	7,600	11.84	89,984.00
AIRBUS GROUP NV	8,110	49.19	398,930.90
FINMECCANICA SPA	4,200	7.28	30,597.00
SAFRAN SA	3,670	51.70	189,739.00
THALES (EX THOMSON-CSF)	1,070	43.02	46,031.40
ZODIAC AEROSPACE	2,850	26.00	74,100.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	6,140	38.99	239,398.60
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	2,079	32.97	68,544.63
BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	1,200	46.20	55,446.00
BOUYGUES	2,470	28.05	69,295.85
FERROVIAL SA	5,300	15.86	84,058.00
HOCHTIEF AG	420	61.38	25,779.60
OCI	1,500	25.99	38,992.50
VINCI	6,450	47.88	308,826.00
ALSTOM	2,720	27.37	74,446.40
LEGRAND SA	3,360	44.37	149,083.20
OSRAM LICHT AG	1,321	33.01	43,612.81
PRYSMIAN SPA	3,000	15.87	47,610.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	7,200	65.67	472,824.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	12,900	23.63	304,827.00
SIEMENS AG	10,700	98.42	1,053,094.00
ANDRITZ AG	1,100	41.45	45,595.00
CNH INDUSTRIAL NV	12,300	6.57	80,811.00
GEA GROUP AG	2,380	34.21	81,431.70
KONE OYJ	4,400	33.10	145,640.00
MAN SE	430	90.60	38,958.00
METSO OYJ	1,500	30.84	46,260.00
VALLOUREC	1,490	36.89	54,966.10
WARTSILA OYJ	2,200	39.00	85,800.00
ZARDOYA OTIS S. A	3,350	10.89	36,481.50
ZARDOYA OTIS SA - RTS	3,350	0.43	1,459.26
BRENNTAG AG	1,950	40.40	78,789.75
REXEL SA	3,730	15.94	59,474.85

BIC	300	106.45	31,935.00
EDENRED	2,770	22.20	61,494.00
BOLLORE	75	478.90	35,917.50
DEUTSCHE POST AG-REG	13,360	25.67	343,018.00
TNT EXPRESS NV	6,700	5.69	38,163.20
DEUTSCHE LUFTHANSA AG (REGD)	3,510	13.66	47,946.60
INTERNATIONAL CONSOLIDATED AIRLINES GRP	14,000	4.64	64,988.00
ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	6,195	16.44	101,876.77
ADP	490	101.85	49,906.50
ATLANTIA SPA	5,400	19.92	107,568.00
FRAPORT AG	380	53.22	20,223.60
GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	6,500	10.03	65,227.50
CONTINENTAL AG	1,430	166.35	237,880.50
MICHELIN B	2,460	84.87	208,780.20
NOKIAN RENKAAT OYJ	1,100	26.14	28,754.00
PIRELLI&CO	2,900	12.20	35,380.00
VALEO	960	94.94	91,142.40
BAYER MOTOREN WERK	4,570	92.05	420,668.50
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	790	74.54	58,886.60
DAIMLER AG	12,990	65.17	846,558.30
FIAT SPA-ORD	11,900	7.66	91,213.50
FIAT SPA-RIGHTS	11,900	0.00	0.00
PEUGEOT CITROEN	5,500	11.15	61,325.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	2,040	70.00	142,800.00
RENAULT	2,610	62.67	163,568.70
VOLKSWAGEN AG	370	179.30	66,341.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	2,220	179.40	398,268.00
ADIDAS AG	2,820	58.74	165,646.80
CHRISTIAN DIOR SA	740	139.85	103,489.00
HUGO BOSS AG	360	101.25	36,450.00
KERING	970	165.00	160,050.00
LUXOTTICA GROUP SPA	2,100	40.89	85,869.00
LVMH	3,750	136.65	512,437.50
ACCOR SA	2,230	37.21	82,989.45
SODEXO	1,380	76.73	105,887.40

ALTICE SA	1,100	46.64	51,304.00
AXEL SPRINGER SE	750	45.42	34,065.00
EUTELSAT COMMUNICATIONS	2,190	26.20	57,388.95
JC DECAUX INTERNATIONAL	750	27.21	20,411.25
KABEL DEUTSCHLAND HOLDING AG	280	109.50	30,660.00
LAGARDERE S. C. A	1,830	21.21	38,823.45
PROSIEBEN SAT. 1 MEDIA AG	2,940	32.23	94,770.90
PUBLICIS GROUPE	2,440	58.10	141,764.00
REED ELSEVIER NV	9,700	17.42	169,022.50
RTL GROUP	610	70.01	42,706.10
SES FDR	3,890	28.17	109,581.30
SKY DEUTSCHLAND AG	6,900	6.71	46,299.00
TELENET GROUP HOLDING NV	690	44.67	30,822.30
WOLTERS KLUWER	4,000	21.30	85,220.00
INDITEX SA	14,950	23.18	346,541.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	8,400	26.18	219,912.00
CASINO GUICHARD	700	91.23	63,861.00
COLRUYT SA	940	36.51	34,319.40
DELHAIZE GROUP	1,370	52.68	72,171.60
DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL	8,500	6.57	55,845.00
JERONIMO MARTINS	3,900	10.21	39,838.50
KONINKLIJKE AHOLD NV	12,300	12.76	156,948.00
METRO AG	2,240	27.85	62,384.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	10,850	87.12	945,252.00
HEINEKEN HOLDING NV	1,600	52.74	84,384.00
HEINEKEN NV	3,100	58.67	181,877.00
PERNOD-RICARD	2,870	90.06	258,472.20
REMY COINTREAU	340	61.48	20,903.20
DANONE	7,730	54.95	424,763.50
KERRY GROUP PLC-A	2,200	57.50	126,500.00
UNILEVER NV-CVA	22,100	32.49	718,139.50
HENKEL AG & CO KGAA	1,620	75.50	122,310.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	2,490	82.38	205,126.20
BEIERSDORF AG	1,320	69.02	91,106.40
LOREAL-ORD	3,290	128.50	422,765.00

ESSILOR INTERNATIONAL	2,860	83.09	237,637.40
CELESIO AG	940	26.20	24,628.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	2,780	54.29	150,926.20
FRESENIUS SE & CO KGAA	5,100	37.95	193,570.50
GRIFOLS SA	1,800	35.04	63,081.00
BAYER AG	11,200	105.60	1,182,720.00
MERCK KGAA	1,580	66.83	105,591.40
ORION OYJ	1,000	29.33	29,330.00
SANOFI	16,160	85.43	1,380,548.80
U. C. B. SA	1,680	71.10	119,448.00
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	58,257	1.17	68,685.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	80,500	9.75	785,036.00
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-REGD	482,000	0.11	54,321.40
BANCO DE SABADELL SA	49,036	2.51	123,472.64
BANCO POPOLARE SPA	5,000	13.05	65,250.00
BANCO SANTANDER SA	162,100	7.89	1,280,265.80
BANK OF IRELAND	380,000	0.32	124,260.00
BANKIA SA	65,000	1.52	99,385.00
BCO POPULAR ESPANOL	23,367	5.00	117,021.93
BNP PARIBAS	14,250	54.07	770,497.50
CAIXABANK	23,596	4.90	115,620.40
COMMERZBANK AG	12,200	12.67	154,574.00
CREDIT AGRICOLE SA	13,700	11.96	163,852.00
ERSTE GROUP BANK AG	3,600	20.75	74,700.00
INTESA SANPAOLO	158,000	2.45	388,364.00
INTESA SANPAOLO-RSP	14,000	2.11	29,624.00
IRISH BANK RESOLUTION CORP LTD	13,429	0.00	0.00
KBC GROUPE NV	3,280	43.74	143,467.20
NATIXIS	11,000	5.52	60,797.00
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG	1,500	21.20	31,800.00
SOCIETE GENERALE	9,940	41.41	411,615.40
UNICREDIT SPA	60,600	6.41	388,446.00
UNIONE DI BANCHE ITALIANE SCPA	12,900	6.59	85,011.00
DEUTSCHE BOERSE AG	2,500	54.85	137,125.00
EURAZEO	636	58.63	37,288.68

EXOR SPA	1,300	30.91	40,183.00
GROUPE BRUXELLES LAM	1,000	74.50	74,500.00
ING GROEP NV	51,400	11.07	569,255.00
WENDEL	480	96.73	46,430.40
AEGON NV	23,500	6.36	149,577.50
AGEAS	3,360	26.31	88,418.40
ALLIANZ SE	6,240	133.15	830,856.00
ASSICURAZIONI GENERALI	16,600	16.43	272,738.00
AXA	24,900	19.42	483,682.50
CNP ASSURANCES	1,640	15.40	25,264.20
DELTA LLOYD NV	2,300	18.19	41,848.50
HANNOVER RUECK SE	890	63.20	56,248.00
MAPFRE SA	12,700	2.92	37,172.90
MUENCHENER RUECKVERSICHERUNG (REG)	2,320	153.95	357,164.00
SAMPO OYJ-A	6,000	37.74	226,440.00
SCOR SE	2,460	23.53	57,896.10
UNIPOLSAI SPA	15,000	2.41	36,180.00
VIENNA INSURANCE GROUP AG WIEN	650	36.30	23,595.00
DEUTSCHE WOHNEN AG-BR	3,200	17.52	56,080.00
IMMOEAST AG-RIGHTS	8,330	0.00	0.00
IMMOFINANZ AG	14,700	2.44	35,868.00
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	1,550	33.91	52,560.50
AMADEUS IT HOLDING SA-A SHS	4,900	28.74	140,826.00
ATOS	930	59.24	55,093.20
CAP GEMINI SA	2,060	55.84	115,030.40
DASSAULT SYSTEMES SA	1,640	51.46	84,394.40
GEMALTO	1,170	73.11	85,538.70
SAP SE	12,570	59.96	753,697.20
ALCATEL-LUCENT	38,200	2.65	101,497.40
NOKIA OYJ	51,900	6.44	334,236.00
ASML HOLDING NV	5,000	75.48	377,400.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	15,700	9.04	142,037.90
STMICROELECTRONICS NV	9,500	6.52	61,987.50
BELGACOM SA	2,310	27.25	62,947.50
DEUTSCHE TELEKOM-REG	41,900	11.73	491,487.00

ELISA CORPORATION	1,600	21.00	33,600.00
ILIAD SA	310	165.15	51,196.50
KONINKLIJKE KPN NV	42,300	2.55	108,161.10
ORANGE	25,200	11.35	286,146.00
TELECOM ITALIA SPA	129,000	0.86	112,165.50
TELECOM ITALIA-RNC	68,000	0.70	47,872.00
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	2,700	5.80	15,660.00
TELEFONICA SA	55,100	12.39	682,689.00
TELEKOM AUSTRIA AG	1,500	7.13	10,695.00
VIVENDI SA	16,090	19.61	315,524.90
ZIGGO NV	2,000	35.47	70,950.00
ELECTRICITE DE FRANCE	3,280	25.40	83,312.00
ENEL SPA	88,400	4.23	373,932.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	28,300	3.66	103,804.40
FORTUM OYJ	6,100	19.35	118,035.00
IBERDROLA SA	69,770	5.75	401,177.50
RED ELECTRICA CORPORACION SA	1,400	67.25	94,150.00
TERNA SPA	23,500	4.10	96,444.00
ENAGAS	2,900	26.16	75,878.50
GAS NATURAL SDG	4,300	24.38	104,834.00
SNAM SPA	25,800	4.56	117,699.60
E.ON SE	27,600	14.40	397,440.00
GDF SUEZ	20,000	19.67	393,400.00
RWE AG	6,650	31.53	209,674.50
SUEZ ENVIRONNEMENT SA	3,600	14.47	52,092.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	5,100	14.42	73,567.50
DEUTSCHE BANK AG-REG	18,870	27.04	510,339.15
MEDIOBANCA SPA-ORD	8,700	7.24	62,988.00
ENEL GREEN POWER SPA	19,000	2.11	40,204.00
QIAGEN NV	3,510	18.32	64,303.20
BUREAU VERITAS SA	3,280	18.66	61,221.20
RANDSTAD HOLDING NV	1,700	38.61	65,637.00
小計 銘柄数：235			42,332,498.28 (5,760,606,365)
組入時価比率：12.9%			13.4%

英ボンド	AMEC PLC	4,500	11.04	49,680.00
	PETROFAC LTD	3,400	11.02	37,468.00
	BG GROUP PLC	46,100	12.18	561,498.00
	BP PLC	249,400	4.66	1,164,199.20
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	52,900	24.50	1,296,050.00
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B	33,100	25.57	846,532.50
	TULLOW OIL PLC	12,300	7.29	89,667.00
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,600	22.23	35,568.00
	JOHNSON MATTHEY PLC	2,800	31.82	89,096.00
	REXAM PLC	9,155	4.96	45,491.19
	ANGLO AMERICAN PLC	18,700	15.64	292,561.50
	ANTOFAGASTA PLC	5,100	7.94	40,494.00
	BHP BILLITON PLC	28,800	18.96	546,192.00
	FRESNILLO PLC	2,700	8.68	23,436.00
	GLENCORE PLC	143,700	3.67	527,379.00
	RANDGOLD RESOURCES LTD	1,020	47.37	48,317.40
	RIO TINTO PLC-REG	17,300	32.21	557,233.00
	BAE SYSTEMS PLC	43,300	4.55	197,361.40
	COBHAM PLC	18,370	3.01	55,440.66
	MEGGITT PLC	9,600	4.70	45,168.00
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	25,100	10.19	255,769.00
	SMITHS GROUP PLC	4,700	13.47	63,309.00
	IMI PLC	3,500	13.22	46,270.00
	MELROSE INDUSTRIES PLC	15,146	2.66	40,379.23
	WEIR GROUP PLC	2,700	27.19	73,413.00
	BUNZLE	4,400	16.55	72,820.00
	TRAVIS PERKINS PLC	3,400	17.05	57,970.00
	WOLSELEY PLC	3,870	32.60	126,162.00
	AGGREKO PLC	4,000	16.80	67,200.00
	BABCOCK INTL GROUP PLC	6,700	11.07	74,169.00
	G4S PLC	24,300	2.63	64,079.10
	ROYAL MAIL PLC	7,700	4.25	32,771.20
EASYJET PLC	1,900	13.66	25,954.00	
GKN PLC	20,800	3.57	74,339.20	
PERSIMMON PLC	4,200	13.35	56,070.00	

BURBERRY GROUP PLC	5,800	14.92	86,536.00
CARNIVAL PLC	2,500	23.74	59,350.00
COMPASS GROUP PLC	23,435	9.89	231,772.15
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	2,861	22.93	65,602.73
TUI TRAVEL PLC	5,300	3.68	19,551.70
WHITBREAD PLC	2,400	44.74	107,376.00
WILLIAM HILL PLC	11,900	3.52	41,983.20
BRITISH SKY BROADCASTING PLC	13,600	8.82	119,952.00
ITV PLC	53,500	2.20	117,914.00
PEARSON	10,500	11.09	116,445.00
REED ELSEVIER PLC	16,100	9.90	159,390.00
WPP PLC	17,600	12.93	227,568.00
ASOS PLC	640	25.65	16,416.00
MARKS & SPENCER PLC	22,100	4.35	96,311.80
NEXT PLC	2,090	72.05	150,584.50
DIXONS CARPHONE PLC	13,300	3.74	49,861.70
KINGFISHER PLC	33,100	3.05	101,252.90
SPORTS DIRECT INTERNATIONAL	3,700	7.30	27,010.00
MORRISON SUPERMARKETS	33,000	1.73	57,222.00
SAINSBURY	19,800	2.92	57,816.00
TESCO PLC	111,500	2.28	254,777.50
COCA-COLA HBC AG-CDI	3,300	14.16	46,728.00
DIAGEO PLC	34,300	18.17	623,402.50
SABMILLER PLC	13,100	34.41	450,836.50
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	4,800	29.09	139,632.00
TATE & LYLE ORD.	5,500	6.86	37,730.00
UNILEVER PLC	17,200	27.29	469,388.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	25,500	35.84	913,920.00
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	13,200	26.82	354,024.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	8,800	53.45	470,360.00
SMITH & NEPHEW PLC	11,500	10.65	122,475.00
ASTRAZENECA PLC	17,200	45.53	783,116.00
GLAXOSMITHKLINE PLC	65,700	14.47	951,007.50
SHIRE PLC	8,100	50.25	407,025.00
BARCLAYS PLC	225,900	2.26	511,098.75

HSBC HOLDINGS PLC	257,900	6.60	1,703,171.60
LLOYDS BANKING GROUP PLC	772,000	0.74	571,280.00
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	34,300	3.47	119,021.00
STANDARD CHARTERED PLC	33,700	12.30	414,678.50
LONDON STOCK EXCHANGE GRP PLC	2,200	20.40	44,880.00
ADMIRAL GROUP PLC	2,900	12.89	37,381.00
AVIVA PLC	39,800	5.31	211,338.00
DIRECT LINE INSURANCE GROUP	20,500	2.95	60,598.00
FRIENDS LIFE GROUP LTD	18,400	3.09	56,911.20
LEGAL & GENERAL	81,300	2.41	196,502.10
OLD MUTUAL PLC	67,000	2.04	137,283.00
PRUDENTIAL PLC	34,700	14.51	503,670.50
RSA INSURANCE GROUP PLC	12,200	4.70	57,340.00
STANDARD LIFE PLC	33,000	4.16	137,445.00
SAGE GROUP PLC (THE)	14,800	3.89	57,675.60
ARM HOLDINGS PLC	19,700	9.56	188,430.50
BT GROUP PLC	107,100	3.88	416,083.50
INMARSAT PLC	5,800	7.13	41,383.00
VODAFONE GROUP PLC	357,600	2.06	736,656.00
SSE PLC	13,000	15.11	196,430.00
CENTRICA PLC	70,300	3.24	227,982.90
NATIONAL GRID PLC	50,500	9.16	462,580.00
SEVERN TRENT PLC	3,700	19.95	73,815.00
UNITED UTILITIES GROUP PLC	9,500	8.74	83,030.00
3I GROUP PLC	13,000	3.84	49,998.00
ABERDEEN ASSET MANAGEMENT PLC	10,300	4.46	45,979.20
HARGREAVES LANSDOWN PLC	3,600	10.61	38,196.00
ICAP PLC	5,800	3.68	21,373.00
INVESTEC PLC	6,200	5.63	34,906.00
SCHRODERS PLC	1,770	24.57	43,488.90
CAPITA PLC	8,700	11.90	103,530.00
EXPERIAN PLC	12,600	10.73	135,198.00
INTERTEK GROUP PLC	2,300	28.07	64,561.00
小計銘柄数 : 103			23,397,740.51
			(3,990,484,643)

	組入時価比率：8.9%			9.3%
スイスフラン	TRANSOCEAN LTD	4,850	34.79	168,731.50
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	120	406.75	48,810.00
	GIVAUDAN-REG	135	1,547.00	208,845.00
	SIKA AG-BR	29	3,425.00	99,325.00
	SYNGENTA AG	1,250	325.20	406,500.00
	HOLCIM LTD-REG	3,050	74.55	227,377.50
	GEBERIT AG-REG	480	314.50	150,960.00
	ABB LTD	29,600	21.38	632,848.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	290	133.50	38,715.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	670	133.20	89,244.00
	SULZER AG-REG	370	124.50	46,065.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	740	125.30	92,722.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	7,200	88.60	637,920.00
	THE SWATCH GROUP AG-B	410	502.50	206,025.00
	THE SWATCH GROUP AG-REG	550	93.25	51,287.50
	ARYZTA AG	1,140	84.40	96,216.00
	BARRY CALLEBAUT AG	22	1,133.00	24,926.00
	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	13	4,739.00	61,607.00
	LINDT&SPRUENGLI AG-REG	1	57,300.00	57,300.00
	NESTLE SA-REG	43,580	71.40	3,111,612.00
	SONOVA HOLDING AG-REG	680	148.30	100,844.00
	ACTELION LTD	1,400	112.40	157,360.00
	NOVARTIS-REG	31,290	86.40	2,703,456.00
	ROCHE HOLDINGS (GENUSSCHEINE)	9,500	269.30	2,558,350.00
	PARGESA HOLDING SA-BEARER SHARES	280	79.45	22,246.00
	BALOISE HOLDING AG	580	121.30	70,354.00
	SWISS LIFE HOLDING AG	400	231.20	92,480.00
	SWISS RE LTD	4,630	76.35	353,500.50
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	2,030	279.90	568,197.00
	SWISS PRIME SITE-REG	900	73.00	65,700.00
	SWISSCOM AG-REG	340	530.50	180,370.00
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	20,410	25.72	524,945.20
JULIUS BAER GROUP LTD	3,130	43.53	136,248.90	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	280	240.40	67,312.00	

	UBS AG-REG	49,240	16.49	811,967.60	
	LONZA AG-REG	710	109.70	77,887.00	
	ADECCO SA-REG	2,360	70.45	166,262.00	
	SGS SA-REG	82	2,051.00	168,182.00	
小計	銘柄数 : 38			15,282,698.70	
				(1,724,346,894)	
	組入時価比率 : 3.9%			4.0%	
スウェーデンク ローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	2,400	126.50	303,600.00	
	BOLIDEN AB	3,500	115.40	403,900.00	
	ASSA ABLOY AB-B	4,700	355.00	1,668,500.00	
	SKANSKA AB-B SHS	4,600	145.60	669,760.00	
	ALFA LAVAL AB	4,500	159.00	715,500.00	
	ATLAS COPCO AB-A	9,300	202.60	1,884,180.00	
	ATLAS COPCO AB-B	5,700	185.60	1,057,920.00	
	SANDVIK AB	14,200	86.30	1,225,460.00	
	SKF AB-B SHARES	5,100	163.90	835,890.00	
	VOLVO AB-B	20,600	81.90	1,687,140.00	
	SECURITAS AB-B SHS	5,320	75.75	402,990.00	
	ELECTROLUX AB-B	2,600	187.50	487,500.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	4,600	52.65	242,190.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	13,100	299.50	3,923,450.00	
	SWEDISH MATCH AB	2,300	235.00	540,500.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	8,300	172.00	1,427,600.00	
	ELEKTA AB-B SHS	5,700	78.95	450,015.00	
	GETINGE AB-B SHS	2,500	186.80	467,000.00	
	NORDEA BANK AB	41,400	90.55	3,748,770.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	20,700	90.45	1,872,315.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	6,500	329.80	2,143,700.00	
	SWEDBANK AB	12,600	174.70	2,201,220.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	2,000	126.20	252,400.00	
	INVESTOR AB-B SHS	5,900	254.70	1,502,730.00	
	KINNEVIK INVESTMENT AB-B	3,000	271.00	813,000.00	
	ERICSSON LM-B	41,700	88.60	3,694,620.00	
	HEXAGON AB-B SHS	3,600	231.80	834,480.00	
	TELIA AB	34,000	50.10	1,703,400.00	

	MILlicom INTERNATIONAL CELLULAR-SDR	860	624.00	536,640.00		
	TELE 2 AB-B SHS	4,200	86.50	363,300.00		
小計	銘柄数 : 30			38,059,670.00		
				(563,663,712)		
	組入時価比率 : 1.3%			1.3%		
ノルウェークロ ーネ	AKER SOLUTIONS ASA	1,600	90.65	145,040.00		
	SEADRILL LTD	5,300	216.00	1,144,800.00		
	SUBSEA 7 SA	3,600	96.30	346,680.00		
	STATOIL ASA	15,300	180.40	2,760,120.00		
	YARA INTERNATIONAL ASA	2,200	309.10	680,020.00		
	NORSK HYDRO	18,700	38.07	711,909.00		
	ORKLA ASA	9,400	55.70	523,580.00		
	DNB ASA	13,200	115.70	1,527,240.00		
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	3,400	129.00	438,600.00		
	TELENOR ASA	10,500	143.80	1,509,900.00		
	小計	銘柄数 : 10			9,787,889.00	
					(163,653,504)	
		組入時価比率 : 0.4%			0.4%	
デンマーククロ ーネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	3,230	263.10	849,813.00		
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	3,100	241.00	747,100.00		
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	50	14,170.00	708,500.00		
	A P MOLLER-MAERSK A/S	90	14,700.00	1,323,000.00		
	DSV A/S	2,640	174.40	460,416.00		
	PANDORA A/S	1,590	429.00	682,110.00		
	CARLSBERG B	1,400	537.00	751,800.00		
	COLOPLAST-B	1,710	476.30	814,473.00		
	WILLIAM DEMANT HOLDING	260	444.70	115,622.00		
	NOVO NORDISK A/S-B	27,000	254.90	6,882,300.00		
	DANSKE BANK AS	8,700	162.00	1,409,400.00		
	TRYG A/S	420	570.00	239,400.00		
	TDC A/S	11,000	47.53	522,830.00		
	小計	銘柄数 : 13			15,506,764.00	
				(283,463,645)		
	組入時価比率 : 0.6%			0.7%		

豪ドル	WORLEYPARSONS LTD	3,200	15.75	50,400.00
	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	2,500	28.69	71,725.00
	ORIGIN ENERGY LTD	15,300	15.84	242,352.00
	SANTOS LTD.	13,100	15.11	197,941.00
	WOODSIDE PETROLEUM	10,000	42.96	429,600.00
	INCITEC PIVOT LTD	17,000	2.96	50,320.00
	ORICA LTD	4,800	19.87	95,376.00
	BORAL LTD	9,000	5.35	48,150.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	4,900	13.00	63,700.00
	AMCOR	16,600	11.22	186,252.00
	ALUMINA LTD	26,200	1.58	41,396.00
	BHP BILLITON LIMITED	43,400	35.65	1,547,210.00
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	21,200	3.92	83,104.00
	ILUKA RESOURCES LTD	5,800	8.77	50,866.00
	NEWCREST MINING	11,100	10.59	117,549.00
	RIO TINTO LTD	5,900	61.30	361,670.00
	LEIGHTON HOLDINGS	1,945	22.36	43,490.20
	BRAMBLES LTD	22,700	9.54	216,558.00
	TOLL HLDGS	9,600	5.75	55,200.00
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	13,870	1.54	21,359.80
	ASCIANO LTD	16,000	6.42	102,720.00
	AURIZON HOLDINGS LTD	26,100	4.73	123,453.00
	SYDNEY AIRPORT	14,100	4.50	63,450.00
	TRANSURBAN GROUP	23,048	8.13	187,380.24
	CROWN RESORTS LTD	4,800	15.16	72,768.00
	FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP LTD	800	46.75	37,400.00
	TABCORP HOLDINGS	12,690	3.64	46,191.60
	TATTS GROUP LTD	14,900	3.30	49,170.00
	REA GROUP LTD	600	47.55	28,530.00
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	5,300	3.79	20,087.00
	METCASH LTD	10,100	2.84	28,684.00
	WESFARMERS LIMITED	15,200	43.98	668,496.00
	WOOLWORTHS LIMITED	17,000	36.31	617,270.00
	COCA-COLA AMATIL LTD	8,600	9.18	78,948.00
	TREASURY WINE ESTATES LTD	10,200	4.95	50,490.00

	COCHLEAR LTD	700	69.90	48,930.00
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	1,630	52.37	85,363.10
	SONIC HEALTHCARE LTD	4,600	17.28	79,488.00
	CSL LIMITED	6,500	73.41	477,165.00
	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	37,000	33.34	1,233,580.00
	BANK OF QUEENSLAND LTD	4,126	12.73	52,523.98
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK LTD	6,700	12.66	84,822.00
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	22,100	81.30	1,796,730.00
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	32,100	34.84	1,118,364.00
	WESTPAC BANKING CORP	42,600	34.76	1,480,776.00
	ASX LTD	2,900	36.54	105,966.00
	AMP LIMITED	38,900	5.66	220,174.00
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	33,300	6.48	215,784.00
	QBE INSURANCE	18,200	11.83	215,306.00
	SUNCORP GROUP LTD	16,800	14.72	247,296.00
	COMPUTERSHARE LTD	6,800	12.25	83,300.00
	TELSTRA CORP LTD	58,300	5.64	328,812.00
	TPG TELECOM LTD	4,000	6.12	24,480.00
	AUSTNET SERVICES	25,264	1.43	36,253.84
	APA GROUP	13,400	7.92	106,128.00
	AGL ENERGY LTD	6,700	13.59	91,053.00
	AGL ENERGY LTD-RIGHTS	1,340	2.52	3,376.80
	MACQUARIE GROUP LIMITED	3,847	57.75	222,164.25
	ALS LTD	5,781	7.31	42,259.11
	SEEK LTD	3,800	17.51	66,538.00
小計	銘柄数 : 60			14,615,889.92 (1,438,057,409)
	組入時価比率 : 3.2%			3.3%
ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	11,000	9.25	101,750.00
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	12,600	3.81	48,006.00
	RYMAN HEALTHCARE LTD	5,900	7.95	46,905.00
	XERO LTD	880	23.40	20,592.00
	SPARK NEW ZEALAND LTD	18,200	3.07	55,874.00
	CONTACT ENERGY LTD	4,000	5.57	22,280.00
小計	銘柄数 : 6			295,407.00

				(25,833,342)
	組入時価比率：0.1%			0.1%
香港ドル	HUTCHISON WHAMPOA	29,000	103.20	2,992,800.00
	NWS HOLDINGS LTD	19,000	15.00	285,000.00
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	18,000	14.36	258,480.00
	MTR CORP	19,000	31.95	607,050.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	19,000	23.20	440,800.00
	LI & FUNG LTD	86,000	9.77	840,220.00
	YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	10,500	24.90	261,450.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	32,000	56.65	1,812,800.00
	MGM CHINA HOLDINGS LTD	13,600	25.10	341,360.00
	SANDS CHINA LTD	30,800	48.20	1,484,560.00
	SHANGRI-LA ASIA LTD	19,000	12.26	232,940.00
	SJM HOLDINGS LIMITED	24,000	18.88	453,120.00
	WYNN MACAU LTD	18,000	27.85	501,300.00
	BANK OF EAST ASIA	16,140	33.35	538,269.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	50,000	26.35	1,317,500.00
	HANG SENG BANK	10,500	131.90	1,384,950.00
	FIRST PACIFIC CO	32,000	9.44	302,080.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	15,600	181.70	2,834,520.00
	AIA GROUP LTD	162,600	43.30	7,040,580.00
	CHEUNG KONG	19,000	141.70	2,692,300.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	32,000	25.30	809,600.00
	HENDERSON LAND	13,970	54.85	766,254.50
	HYSAN DEVELOPMENT	7,000	37.70	263,900.00
	KERRY PROPERTIES	6,500	28.75	186,875.00
	NEW WORLD DEVELOPMENT	67,333	10.32	694,876.56
	SINO LAND CO. LTD	31,000	14.00	434,000.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	23,000	118.40	2,723,200.00
	SWIRE PACIFIC-A	9,000	106.70	960,300.00
	SWIRE PROPERTIES LTD	19,200	27.10	520,320.00
	WHARF (HOLDING)	19,200	62.40	1,198,080.00
	WHEELOCK & COMPANY LTD	14,000	42.75	598,500.00
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	3,200	81.00	259,200.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	40,120	9.28	372,313.60

	PCCW LTD	41,000	4.99	204,590.00
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	10,000	56.10	561,000.00
	CLP HLDGS	26,000	66.40	1,726,400.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	18,000	73.70	1,326,600.00
	HONG KONG & CHINA GAS	87,150	17.98	1,566,957.00
小計	銘柄数 : 38			41,795,045.66
				(566,740,819)
	組入時価比率 : 1.3%			1.3%
シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	22,000	3.68	80,960.00
ド	KEPPEL CORP.	21,000	10.83	227,430.00
ル	SEMBCORP INDUSTRIES	12,000	5.14	61,680.00
	SEMBCORP MARINE	11,800	3.93	46,374.00
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	27,000	1.20	32,535.00
	NOBLE GROUP LTD	44,818	1.36	61,176.57
	SINGAPORE AIRLINES LTD	6,800	10.10	68,680.00
	COMFORTDELGRO CORP LTD	31,000	2.56	79,360.00
	GENTING SINGAPORE PLC	69,600	1.22	84,912.00
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	25,000	4.20	105,000.00
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	1,000	44.06	44,060.00
	OLAM INTERNATIONAL LTD	7,000	2.64	18,480.00
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	86,000	0.51	43,860.00
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	28,000	3.17	88,760.00
	DBS GROUP HLDGS	24,000	18.16	435,840.00
	OCBC-ORD	34,000	9.76	331,840.00
	OCBC-RTS	4,250	2.07	8,797.50
	UNITED OVERSEAS BANK	17,000	22.73	386,410.00
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	11,000	7.24	79,640.00
	CAPITALAND LIMITED	34,500	3.36	115,920.00
	CITY DEVELOPMENT	6,000	9.87	59,220.00
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	44,000	2.91	128,040.00
	KEPPEL LAND LIMITED	7,000	3.48	24,360.00
	UOL GROUP LIMITED	7,000	6.46	45,220.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	109,000	3.91	426,190.00
	STARHUB LTD	8,000	4.15	33,200.00

新シェケル	小計	銘柄数：26 組入時価比率：0.6%			3,117,945.07 (261,408,514) 0.6%
	DELEK GROUP LTD		40	1,380.00	55,200.00
	ISRAEL CHEMICALS LIMITED		6,000	27.25	163,500.00
	ISRAEL CORP LIMITED/THE		50	1,989.00	99,450.00
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD		11,600	188.20	2,183,120.00
	BANK HAPOALIM BM		13,600	20.36	276,896.00
	BANK LEUMI LE-ISRAEL		19,900	14.29	284,371.00
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD		2,500	44.43	111,075.00
	NICE SYSTEMS LTD		700	142.10	99,470.00
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CP		25,000	6.92	173,000.00
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.2%			3,446,082.00 (100,384,368) 0.2%
合計					43,003,473,741 (43,003,473,741)

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年9月8日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額/口数	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	HUTCHISON PORT HOLDINGS TRUST		51,120.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%		51,120.00 (5,372,200) 0.5%	
	合計			5,372,200 (5,372,200)	
投資証券	米ドル	AMERICAN CAPITAL AGENCY CORP	4,800	113,760.00	
		AMERICAN REALTY CAPITAL PROP	11,100	148,296.00	
		AMERICAN TOWER CORP	5,220	520,068.60	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	11,400	134,748.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,790	278,989.40	
		BOSTON PROPERTIES	2,120	260,314.80	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	960	72,489.60	

	CROWN CASTLE INTL CORP	4,490	362,073.60	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	1,810	120,799.40	
	DUKE REALTY CORP	4,400	81,356.00	
	EQUITY RESIDENTIAL	4,480	301,324.80	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	880	172,048.80	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	780	98,061.60	
	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	7,000	174,720.00	
	HCP INC	6,000	262,380.00	
	HEALTH CARE REIT INC	4,150	283,528.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	9,500	215,840.00	
	KIMCO REALTY CORP	5,000	118,000.00	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	2,200	80,300.00	
	MACERICH CO /THE	1,910	127,053.20	
	PLUM CREEK TIMBER CO	2,000	82,360.00	
	PROLOGIS INC	6,600	272,316.00	
	PUBLIC STORAGE	1,980	349,747.20	
	RAYONIER INC	2,000	68,960.00	
	REALTY INCOME CORP	3,300	149,655.00	
	REGENCY CENTERS CORP	1,250	72,387.50	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	4,200	727,356.00	
	SL GREEN REALTY CORP	1,270	138,277.60	
	UDR INC	3,500	105,980.00	
	VENTAS INC	3,900	257,400.00	
	VORNADO REALTY TRUST	2,280	245,738.40	
	WEYERHAEUSER CO	7,600	258,020.00	
小計	銘柄数：32	129,870	6,654,349.50	
			(699,305,588)	
	組入時価比率：1.6%		70.7%	
カナダドル	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	2,400	55,968.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	1,986	53,860.32	
小計	銘柄数：2	4,386	109,828.32	
			(10,599,531)	
	組入時価比率：0.0%		1.1%	
ユーロ	CORIO NV	700	29,088.50	
	FONCIERE DES REGIONS	480	36,744.00	

小計	GECINA SA	388	42,292.00	
	ICADE	540	38,502.00	
	KLEPIERRE	1,550	57,381.00	
	UNIBAIL RODAMCO-NA	1,340	276,308.00	
	銘柄数：6 組入時価比率：0.1%	4,998	480,315.50 (65,361,333) 6.6%	
英ポンド	BRITISH LAND	12,000	87,900.00	
	HAMMERSON PLC	8,600	52,761.00	
	INTU PROPERTIES PLC	12,480	43,205.76	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	10,200	110,262.00	
	SEGRO PLC	7,800	28,680.60	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.1%	51,080	322,809.36 (55,055,136) 5.6%
豪ドル	CFS RETAIL PROPERTY TRUST GROUP	28,300	59,713.00	
	DEXUS PROPERTY GROUP	71,000	85,200.00	
	FEDERATION CENTRES	18,500	49,950.00	
	GOODMAN GROUP	24,900	136,452.00	
	GPT GROUP	23,800	95,200.00	
	LEND LEASE GROUP	6,300	88,074.00	
	MIRVAC GROUP	55,000	100,925.00	
	SCENTRE GROUP	68,289	239,011.50	
	STOCKLAND TRUST GROUP	34,000	143,480.00	
	WESTFIELD CORP	26,000	198,120.00	
小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.3%	356,089	1,196,125.50 (117,686,787) 11.9%	
香港ドル	LINK REIT	30,500	1,430,450.00	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	30,500	1,430,450.00 (19,396,902) 2.0%	
シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	33,000	77,880.00	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	30,000	51,000.00	
	CAPITAMALL TRUST	27,800	55,322.00	

	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.0%	90,800	184,202.00 (15,443,495) 1.6%
	合計			982,848,772 (982,848,772)
合計				988,220,972 (988,220,972)

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成26年9月8日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	959,185,146	—	981,950,549	22,765,403
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	43,828,536,761	—	44,008,651,700	△180,114,939
米ドル	26,562,052,765	—	26,794,502,400	△232,449,635
カナダドル	2,107,384,464	—	2,122,948,200	△15,563,736
ユーロ	5,717,382,962	—	5,692,226,400	25,156,562
英ポンド	4,131,829,363	—	4,075,698,600	56,130,763
スイスフラン	1,729,060,118	—	1,721,785,800	7,274,318
スウェーデンクローナ	565,369,503	—	562,335,700	3,033,803
ノルウェークローネ	164,461,640	—	163,660,000	801,640
デンマーククローネ	284,764,064	—	283,705,600	1,058,464
豪ドル	1,579,550,720	—	1,598,044,800	△18,494,080
ニュージーランドドル	26,085,000	—	26,154,000	△69,000
香港ドル	578,172,595	—	583,486,800	△5,314,205
シンガポールドル	280,913,427	—	282,439,700	△1,526,273
新シェケル	101,510,140	—	101,663,700	△153,560
合計	—	—	—	△157,349,536

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合

は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型

平成 26 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	483,197,315円
II 負債総額	813,174円
III 純資産総額 (I - II)	482,384,141円
IV 発行済口数	401,937,639口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.2001円

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

平成 26 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	87,339,604,757円
II 負債総額	43,770,163,855円
III 純資産総額 (I - II)	43,569,440,902円
IV 発行済口数	32,410,370,578口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.3443円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成26年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

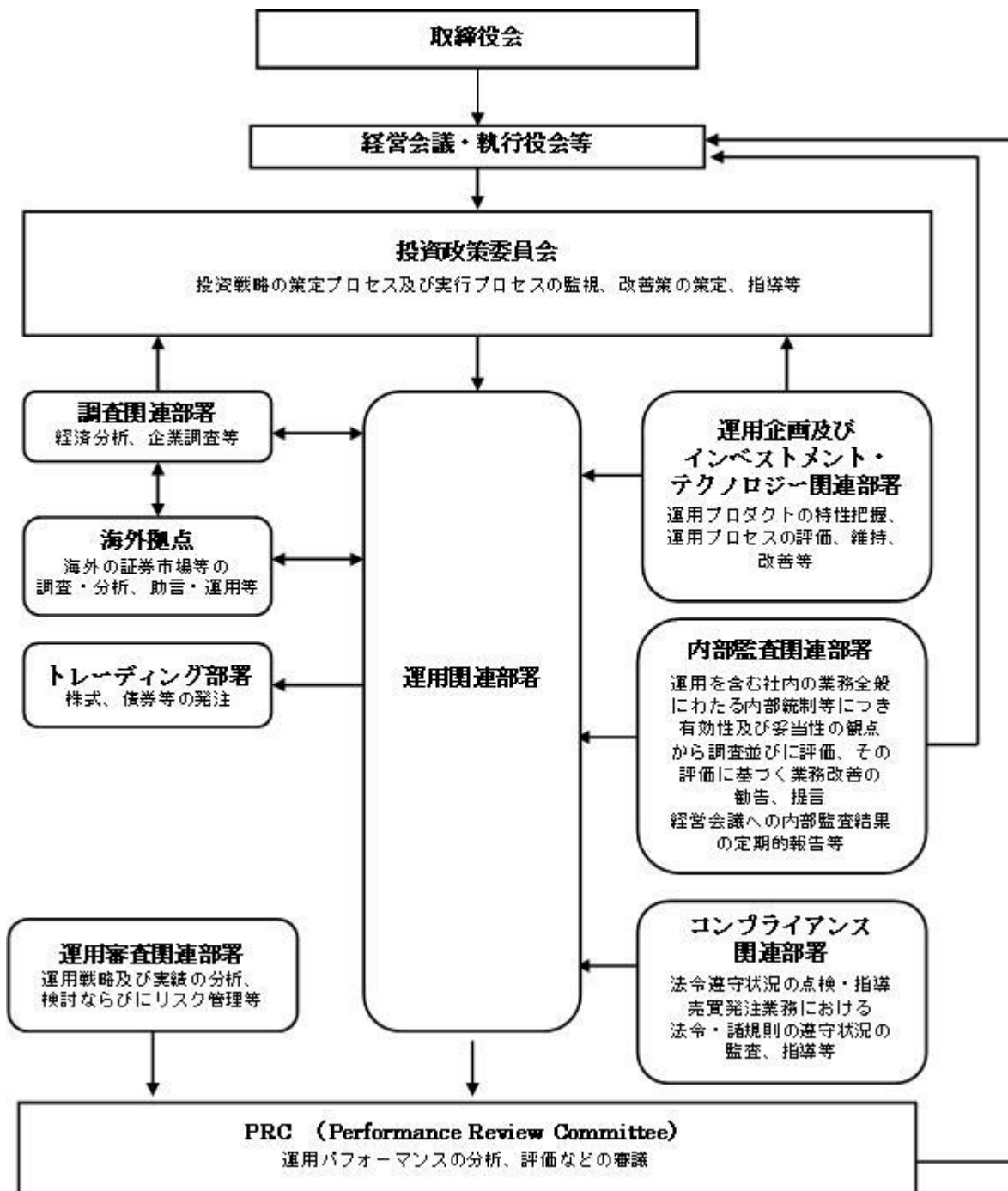
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 26 年 9 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	847	15,156,941

単位型株式投資信託	46	228,824
追加型公社債投資信託	18	6,555,587
単位型公社債投資信託	68	656,040
合計	979	22,597,392

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 6 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原尚

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 55 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者に

よって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			333		247
金銭の信託			51,061		51,758
有価証券			4,500		11,800
前払金			-		0
前払費用			29		28
未収入金			271		287
未収委託者報酬			8,651		10,741
未収収益			4,224		5,999
繰延税金資産			1,504		2,010
その他			12		159
貸倒引当金			△6		△8
流動資産計			70,582		83,026
固定資産					
有形固定資産			1,470		1,508
建物	※2	485		442	
器具備品	※2	985		1,065	
無形固定資産			8,458		8,249
ソフトウェア		8,457		8,248	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,443		22,052
投資有価証券		9,061		11,747	
関係会社株式		12,092		9,609	
従業員長期貸付金		29		35	
長期差入保証金		55		50	
長期前払費用		19		80	
前払年金費用		-		347	
その他		184		181	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			31,373		31,810
資産合計			101,956		114,837

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			3,000		-
関係会社短期借入金			2,000		-
預り金			102		106
未払金	※1		6,481		9,720
未払収益分配金		3		2	
未払償還金		42		33	
未払手数料		3,764		4,493	
その他未払金		2,671		5,191	
未払費用	※1		6,979		8,420
未払法人税等			763		1,960
賞与引当金			3,109		3,984
流動負債計			22,436		24,191
固定負債					
退職給付引当金			813		-
時効後支払損引当金			495		505
繰延税金負債			1,640		3,211
固定負債計			2,948		3,716
負債合計			25,385		27,907
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			71,942		80,249
資本剰余金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			43,032		51,339
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		42,347		50,654	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		17,740		26,048	
評価・換算差額等			4,628		6,679
その他有価証券評価差額金			4,659		6,679
繰延ヘッジ損益			△30		-
純資産合計			76,570		86,929
負債・純資産合計			101,956		114,837

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			74,067		87,258
運用受託報酬			17,516		24,589
その他営業収益			163		188
営業収益計			91,747		112,036
営業費用					
支払手数料			37,925		44,194
広告宣伝費			768		793
公告費			0		0
受益証券発行費			5		6
調査費			16,591		20,794
調査費		1,138		1,250	
委託調査費		15,453		19,544	
委託計算費			903		941
営業雑経費			2,616		2,926
通信費		199		188	
印刷費		1,057		948	
協会費		76		76	
諸経費		1,282		1,712	
営業費用計			58,810		69,656
一般管理費					
給料			10,039		11,091
役員報酬	※ 2	229		292	
給料・手当		6,696		6,823	
賞与		3,114		3,975	
交際費			122		131
旅費交通費			446		454
租税公課			289		387
不動産賃借料			1,242		1,212
退職給付費用			1,067		1,069
固定資産減価償却費			4,106		3,518
諸経費			6,273		6,596
一般管理費計			23,589		24,460
営業利益			9,347		17,919

		前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	3,002		3,680	
収益分配金		0		0	
受取利息		2		3	
金銭の信託運用益		1,016		379	
為替差益		43		-	
その他		331		336	
営業外収益計			4,396		4,400
営業外費用					
支払利息	※1	56		11	
時効後支払損引当金繰入額		9		24	
その他		78		132	
営業外費用計			145		169
経常利益			13,598		22,151
特別利益					
投資有価証券等売却益		59		-	
株式報酬受入益		160		203	
固定資産売却益		10		-	
特別利益計			230		203
特別損失					
投資有価証券売却損		60		-	
投資有価証券償還損		-		51	
投資有価証券評価損		9		2	
関係会社株式評価損		2,916		2,491	
固定資産除却損	※3	118		17	
特別損失計			3,105		2,562
税引前当期純利益			10,723		19,792
法人税、住民税及び事業税			3,765		7,608
法人税等調整額			446		△90
当期純利益			6,510		12,273

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株主 資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	14,320	39,611	68,521
当期変動額								
剰余金の配当						△3,090	△3,090	△3,090
当期純利益						6,510	6,510	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,420	3,420	3,420
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,693	12	2,705	71,227
当期変動額				
剰余金の配当				△3,090
当期純利益				6,510
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,965	△43	1,922	1,922
当期変動額合計	1,965	△43	1,922	5,342
当期末残高	4,659	△30	4,628	76,570

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						△3,966	△3,966	△3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	△30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				△3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	—	6,679	86,929

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの … 移動平均法による原価法</p>								
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>								
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に 取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によって おります。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="751 701 1050 824"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェア については社内における利用可能期間に基づく定額法によ ります。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企 業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末まで の期間に帰属させる方法については、期間定額基準によって おります。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとして おります。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事 業年度の翌期に一括して費用処理することとして おります。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額 法により、発生した事業年度から費用処理することとして おります。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。</p>								
<p>5. 消費税等の会計処理方法</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によって おり、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として 処理して おります。</p>								

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)												
<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">2,368百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,584</td> </tr> </table>	未払金	2,368百万円	未払費用	1,584	<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">4,601百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,607</td> </tr> </table>	未払金	4,601百万円	未払費用	1,607				
未払金	2,368百万円												
未払費用	1,584												
未払金	4,601百万円												
未払費用	1,607												
<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">518百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,524</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,043</td> </tr> </table>	建物	518百万円	器具備品	2,524	合計	3,043	<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">565百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,849</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,414</td> </tr> </table>	建物	565百万円	器具備品	2,849	合計	3,414
建物	518百万円												
器具備品	2,524												
合計	3,043												
建物	565百万円												
器具備品	2,849												
合計	3,414												

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支払利息 5
※2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 合計 118	※3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 6 ソフトウェア 11 合計 17

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 10,043百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,950円

基準日 平成26年3月31日

効力発生日 平成26年6月2日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(5)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(6)短期借入金	3,000	3,000	-
(7)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(8)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(9)未払費用	6,979	6,979	-
(10)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	247	247	-
(2) 金銭の信託	51,758	51,758	-
(3) 未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5) 関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6) 未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7) 未払費用	8,420	8,420	-
(8) 未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によります。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託(※1)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	—
小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	—
投資信託	708	—	60
合計	730	6	60

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

4. その他有価証券(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	11,800	11,800	—
小計	11,800	11,800	—
合計	22,467	12,082	10,384

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
投資信託	761	—	51
合計	761	—	51

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)	
イ. 退職給付債務	△15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△813
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△813
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	△237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△494
その他	11
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>15,680</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	△475
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>14,786</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	△14,786
	△1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	△1,733
未認識過去勤務費用	492
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△347</u>
前払年金費用	△347
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△347</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	△311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△12
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>899</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)																																																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,050</td> </tr> <tr> <td> 賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,181</td> </tr> <tr> <td> 所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">776</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">501</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">184</td> </tr> <tr> <td> ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">408</td> </tr> <tr> <td> 減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">208</td> </tr> <tr> <td> 時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">178</td> </tr> <tr> <td> 子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td> 未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">90</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">292</td> </tr> <tr> <td> 繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">124</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,189</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△2,704</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,485</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">2,620</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,620</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">135</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,050	賞与引当金	1,181	所有株式税務簿価通算差異	776	投資有価証券評価減	501	未払事業税	184	ゴルフ会員権評価減	408	減価償却超過額	208	時効後支払損引当金	178	子会社株式売却損	172	未払社会保険料	90	退職給付引当金	292	繰延ヘッジ損失	18	その他	124	繰延税金資産小計	5,189	評価性引当金	△2,704	繰延税金資産計	2,485	繰延税金負債		有価証券評価差額金	2,620	前払年金費用	-	繰延税金負債計	2,620	繰延税金負債(純額)	135	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,947</td> </tr> <tr> <td> 賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,434</td> </tr> <tr> <td> 所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">776</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">502</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">425</td> </tr> <tr> <td> ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">408</td> </tr> <tr> <td> 減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">206</td> </tr> <tr> <td> 時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">181</td> </tr> <tr> <td> 子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td> 未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td> 繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">126</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,284</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△3,602</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,681</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3,757</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">125</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,882</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,200</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,947	賞与引当金	1,434	所有株式税務簿価通算差異	776	投資有価証券評価減	502	未払事業税	425	ゴルフ会員権評価減	408	減価償却超過額	206	時効後支払損引当金	181	子会社株式売却損	172	未払社会保険料	100	退職給付引当金	-	繰延ヘッジ損失	-	その他	126	繰延税金資産小計	6,284	評価性引当金	△3,602	繰延税金資産計	2,681	繰延税金負債		有価証券評価差額金	3,757	前払年金費用	125	繰延税金負債計	3,882	繰延税金負債(純額)	1,200
繰延税金資産	百万円																																																																																								
関係会社株式評価減	1,050																																																																																								
賞与引当金	1,181																																																																																								
所有株式税務簿価通算差異	776																																																																																								
投資有価証券評価減	501																																																																																								
未払事業税	184																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	408																																																																																								
減価償却超過額	208																																																																																								
時効後支払損引当金	178																																																																																								
子会社株式売却損	172																																																																																								
未払社会保険料	90																																																																																								
退職給付引当金	292																																																																																								
繰延ヘッジ損失	18																																																																																								
その他	124																																																																																								
繰延税金資産小計	5,189																																																																																								
評価性引当金	△2,704																																																																																								
繰延税金資産計	2,485																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
有価証券評価差額金	2,620																																																																																								
前払年金費用	-																																																																																								
繰延税金負債計	2,620																																																																																								
繰延税金負債(純額)	135																																																																																								
繰延税金資産	百万円																																																																																								
関係会社株式評価減	1,947																																																																																								
賞与引当金	1,434																																																																																								
所有株式税務簿価通算差異	776																																																																																								
投資有価証券評価減	502																																																																																								
未払事業税	425																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	408																																																																																								
減価償却超過額	206																																																																																								
時効後支払損引当金	181																																																																																								
子会社株式売却損	172																																																																																								
未払社会保険料	100																																																																																								
退職給付引当金	-																																																																																								
繰延ヘッジ損失	-																																																																																								
その他	126																																																																																								
繰延税金資産小計	6,284																																																																																								
評価性引当金	△3,602																																																																																								
繰延税金資産計	2,681																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
有価証券評価差額金	3,757																																																																																								
前払年金費用	125																																																																																								
繰延税金負債計	3,882																																																																																								
繰延税金負債(純額)	1,200																																																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率(調整)</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△10.1%</td> </tr> <tr> <td> 住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td> タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">2.1%</td> </tr> <tr> <td> 外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.0%</td> </tr> <tr> <td> 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">-%</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">10.3%</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">△1.6%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">39.2%</td> </tr> </table>	法定実効税率(調整)	38.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	2.1%	外国税額控除	△0.0%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%	関係会社株式評価減	10.3%	その他	△1.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率(調整)</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△6.7%</td> </tr> <tr> <td> 住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td> タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td> 外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.3%</td> </tr> <tr> <td> 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">4.7%</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">△0.1%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">37.9%</td> </tr> </table>	法定実効税率(調整)	38.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	1.4%	外国税額控除	△0.3%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%	関係会社株式評価減	4.7%	その他	△0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%																																																
法定実効税率(調整)	38.0%																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%																																																																																								
住民税等均等割	0.0%																																																																																								
タックスヘイブン税制	2.1%																																																																																								
外国税額控除	△0.0%																																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%																																																																																								
関係会社株式評価減	10.3%																																																																																								
その他	△1.6%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%																																																																																								
法定実効税率(調整)	38.0%																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%																																																																																								
住民税等均等割	0.0%																																																																																								
タックスヘイブン税制	1.4%																																																																																								
外国税額控除	△0.3%																																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%																																																																																								
関係会社株式評価減	4.7%																																																																																								
その他	△0.1%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%																																																																																								
	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。</p> <p>この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額(貸方)は111百万円減少しております。</p>																																																																																								

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有)直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	—

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計	173,289
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,860
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,272
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,116
当期純利益	21,546

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	8,000	短期借入金	-
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,959	未払費用	760
親会社の 子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	-
							借入金利息の支払	6	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,866円12銭	1株当たり純資産額	16,877円25銭
1株当たり当期純利益	1,264円08銭	1株当たり当期純利益	2,382円87銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 6,510百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 6,510百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 12,273百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 12,273百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

(野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジあり) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を基本とします。
- ② 為替ヘッジはマザーファンドにおいて行なうため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条及び第23条に定めるものに限り、）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
18. 預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 17 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第

1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株

予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 26 条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 28 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 25 年 9 月 6 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の55の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名

義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第45条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしてします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、第46条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま

(付則)

第1条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の

つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 5 月 7 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 3 項および第 45 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジあり) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジあり) の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジあり) の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

親投資信託
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限り。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定

めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 13 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 25 条において同じ。）、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 21 条および第 23 条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 15 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 14 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 14 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す

る契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 24 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 (削除)

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年5月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 48 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 40 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めず。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 19 年 2 月 1 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社